

利根町地域福祉計画

第3期計画 令和3年度～令和7年度

と も に創ろう
みんなが住みたくなるまち と ね

令和3年3月
利根町

ごあいさつ

これまでの福祉は、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに必要なサービスの提供を目的としてきました。しかし、生活していく上での問題は、複雑化・多様化し、一つの制度のみでは解決困難なケースが増加しております。

本町におきましても、少子高齢化・地域コミュニティの希薄化が進むなかで、介護や子育てなど一つの世帯で複合的な課題を抱える方が増加しており、今後もその傾向はつづくと思われまます。

このような中、国においては、平成 29 年に社会福祉法を改正し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉を推進しようとしています。

こうした社会の変化や地域の課題を踏まえ、これまでの地域福祉の取り組みをより一層充実させていくため、前計画を見直し、「利根町地域福祉計画（第 3 期）」を策定いたしました。

行政と町民、関係機関など、多様な役割を果たすそれぞれが連携・協働し、地域福祉をともに担い、この地域に住んでよかったと思える町づくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました利根町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました町民ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

利根町長 佐々木 喜章



目 次

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 3 |
| 2 地域福祉と「自助・共助・公助」 | 4 |
| (1) 地域福祉とは | 4 |
| (2) 「自助・共助・公助」の考え方 | 4 |
| 3 計画の位置づけ | 6 |
| (1) 計画の法的根拠と役割 | 6 |
| (2) 地域共生社会の実現に向けて | 7 |
| (3) 本町における地域福祉の方向性 | 8 |
| (4) その他町の関連計画 | 8 |
| (5) 計画期間 | 9 |
| 4 計画の策定体制 | 10 |
| (1) 計画策定委員会 | 10 |
| (2) アンケート調査 | 10 |
| (3) パブリックコメント | 10 |
| 第2章 利根町の現状 | 11 |
| 1 町の概況 | 13 |
| 2 町の福祉・保健・医療等の状況 | 14 |
| (1) 保健福祉・福祉全般 | 14 |
| (2) 医療 | 14 |
| (3) 高齢者福祉・介護保険 | 15 |
| (4) 児童福祉 | 15 |
| (5) 障がい福祉 | 16 |
| 3 人口動態と世帯の状況 | 17 |
| (1) 人口の推移 | 17 |
| (2) 人口構成比の推移 | 17 |
| (3) 人口ピラミッド | 18 |
| (4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移 | 19 |
| 4 子ども・高齢者・障がい者等の状況 | 20 |
| (1) 子どもの状況 | 20 |
| (2) 高齢者の状況 | 22 |
| (3) 障がい者の状況 | 25 |
| 5 各地区の状況 | 26 |
| (1) 町内各地区の状況 | 26 |
| 6 アンケート調査概要 | 28 |
| (1) 近所付き合い | 29 |
| (2) 地域活動（居住地域を対象とした活動） | 31 |
| (3) 地域における問題点 | 33 |
| (4) 町に期待すること | 34 |
| (5) 社会福祉協議会に期待すること | 36 |

| | |
|---|-----------|
| (6) 地域住民に期待すること | 37 |
| (7) 「地域」の認識 | 38 |
| (8) 住んでいる地域への愛着 | 39 |
| (9) 成果指標の状況 | 41 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 43 |
| 1 計画の基本理念 | 45 |
| 2 基本目標 | 46 |
| 3 施策の体系 | 47 |
| 第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み | 49 |
| 基本目標1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち | 51 |
| 取組方針1 地域における交流機会の充実（活動の場づくり・交流促進） | 55 |
| 取組方針2 健康づくり・介護予防を通じた交流の推進 | 57 |
| 基本目標2 助け合い支え合って暮らせるまち | 60 |
| 取組方針1 日常の見守りと防犯活動の推進 | 63 |
| 取組方針2 災害などの緊急時の助け合い | 65 |
| 基本目標3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち | 68 |
| 取組方針1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上 | 72 |
| 取組方針2 地域福祉の担い手の育成 | 74 |
| 基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち | 76 |
| 取組方針1 情報発信と相談支援の充実 | 79 |
| 取組方針2 福祉サービスを提供する仕組みの充実 | 81 |
| 成果指標と目標値 | 86 |
| 第5章 計画の推進に向けて | 87 |
| 1 計画の推進体制 | 89 |
| (1) 町民の役割 | 89 |
| (2) 区（自治会）の役割 | 89 |
| (3) 民生委員・児童委員の役割 | 89 |
| (4) 地域の活動団体の役割 | 89 |
| (5) 福祉サービス事業者の役割 | 89 |
| (6) 社会福祉協議会の役割 | 90 |
| (7) 行政の役割 | 90 |
| 2 進行管理 | 91 |
| (1) 施策・事業の点検と改善 | 91 |
| (2) 計画の評価と見直し | 91 |
| 資料編 | 93 |
| 1 利根町地域福祉計画策定委員会設置要綱 | 95 |
| 2 利根町地域福祉計画策定委員会委員名簿 | 96 |
| 3 策定経過 | 97 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりにより地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めています。

このような状況を踏まえ、本計画では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、町民、事業所、関係機関などと協力しながら、利根町の地域福祉の推進を図っていきます。

なお、本計画策定期間中（令和2年度）、新型コロナウイルス感染症の影響が出ており、現段階では「新たな生活様式」を適宜取り入れながら各施策・事業を展開していますが、その終息は未だ見通せない状況です。本計画の期間中（令和3年度から令和7年度）においても、可能な限りの新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた上で計画を推進します。

2 地域福祉と「自助・共助・公助」

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持って生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、ともに支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

(2) 「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントです。自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助（互助）」※が求められます。

一方、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



自助

町民一人ひとりができること

- ・普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



共助（互助）

隣近所・地域のみんでできること

- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- ・地域活動の情報を発信する。
- ・隣近所の支え合い。



公助

行政が取り組むこと

- ・地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ・ボランティアの養成を進める。
- ・総合的な福祉サービスの供給体制の整備。
- ・行政施策への住民参加の促進

※利根町地域福祉計画においては、「共助」という言葉を「互助」の意味合いも含めた広い意味で用いています。（詳細は次ページを参照。）

また、「自助・共助・公助」については、「共助」をさらに細かく分け、「互助」という概念を加えた「自助・互助・共助・公助」の4つとする考え方もあります。

本計画においては、「自助・互助・共助・公助」の考え方における『互助』の概念も包含した広い意味で「**共助**」という言葉を用いています。

『互助』と『共助』について

○地域の福祉において、高齢者が住み慣れた地域での安心した暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築を進める際の重要な考え方として、「自助・互助・共助・公助」があります。

■自助・互助・共助・公助の考え方

| | 内 容 | 費用負担 |
|-----|---|----------------------------|
| 自 助 | 自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する | 自らの負担 |
| 互 助 | 近隣の助け合いやボランティア等のインフォーマルな相互扶助 | 提供者の自発的な負担 (制度的に裏付けは無い) |
| 共 助 | 社会保険のような制度化された相互扶助 | リスクを共有する仲間の負担 |
| 公 助 | 困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等 | 公の負担、税による負担 |

平成 20 年度 「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～」

平成 25 年 3 月 「地域包括ケア研究会 地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」より作成

○この考え方では、「共助」を「介護保険や医療保険によるサービス等」と狭義に位置づけた上で、「町民主体のサービスやボランティア活動等」を「互助」と定義し、「共助」と「互助」の有機的な連携が地域の高齢者を支える体制づくりの上で重要であると説明しています。

○この「互助」を詳しく言えば、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助のことであり、地域の暮らしの中で従来から行われてきた、住民同士が助け合いながら身近な問題を解決していくことを指しています。

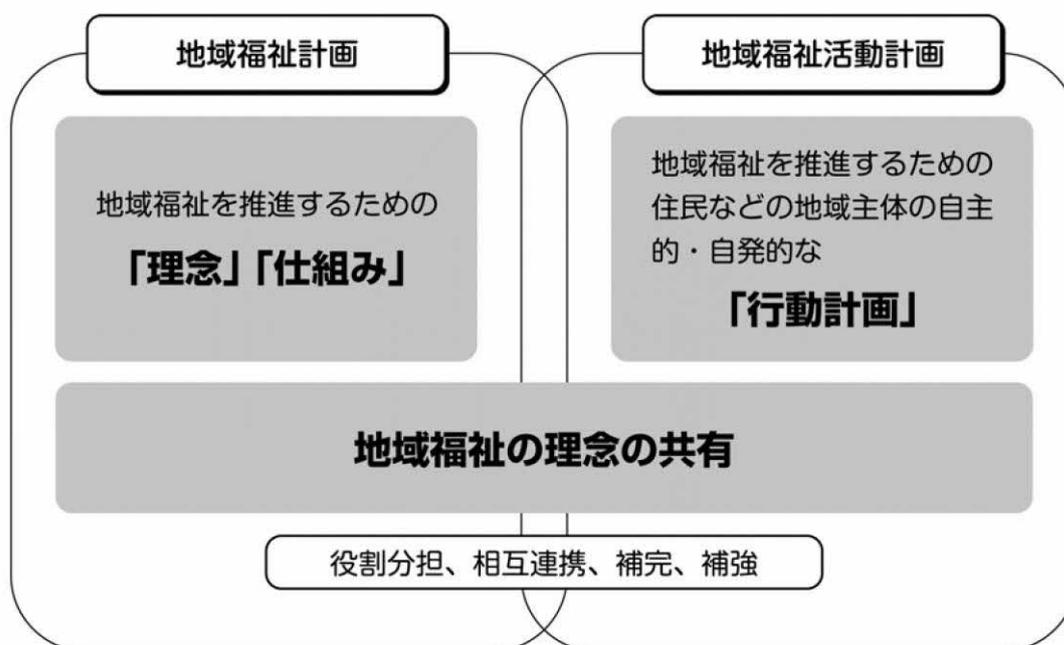
○したがって、「自助・互助・共助・公助」の考え方による「互助」とは、「地域福祉計画における『共助』」に最も近い概念とすることができます。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠と役割

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

本町においては、理念・仕組みづくりである「利根町地域福祉計画」と、それらを実現するための行動計画である「利根町地域福祉活動計画」の整合性を図りながら、策定するものです。



①地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念及び仕組みづくりをする計画です。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本町では利根町社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを具体的に実行するための計画です。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取り組みと地域福祉を推進する取り組みを結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。そのため、本計画は、地域共生社会の実現を目指すための推進計画として位置づけ、取り組みを推進します。

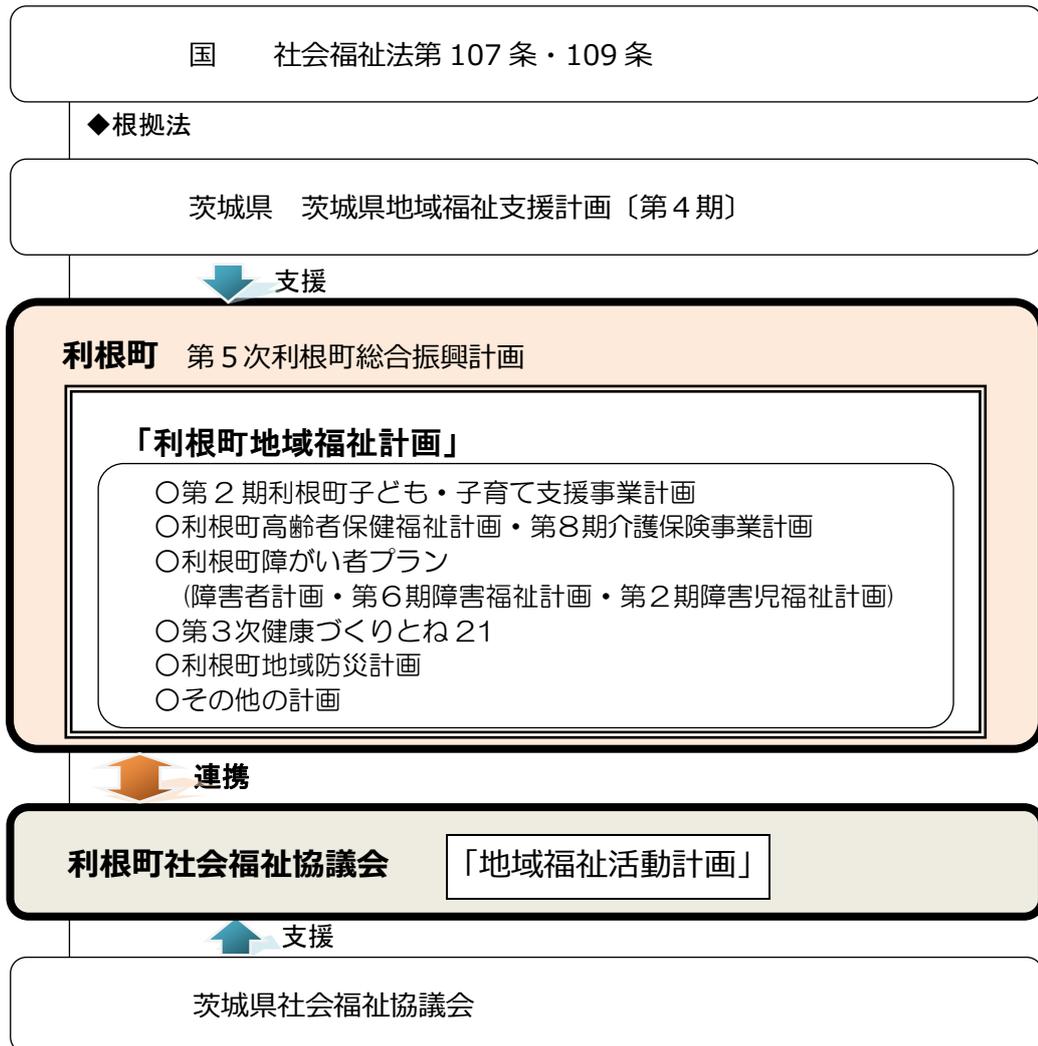
(3) 本町における地域福祉の方向性

令和元年度から令和12年度までを計画期間とする「とね魅力アップビジョン（第5次利根町総合振興計画）」では、本町が目指す将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまちとね」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の推進について、次のように記載しています。

- 地域福祉を支える人や団体を支援し、福祉の充実を目指します。
- 地域福祉を支える活動を行うボランティア団体に対し、活動支援と育成支援を継続します。

(4) その他町の関連計画

町の「第2期利根町子ども・子育て支援事業計画」、「利根町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「利根町障がい者プラン(障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)」、「第3次健康づくりとね21」等の関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。



(5) 計画期間

新たな計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、町及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 年度 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|----|--------------------|------|------|-----|-----|--------------------|-----|------|-----|-----|
| | | | | | | | | | | |
| | 利根町地域福祉計画 第2期計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 見直し | 利根町地域福祉計画 第3期計画 | | | | |
| | | | | | | | | 中間評価 | | 見直し |

4 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

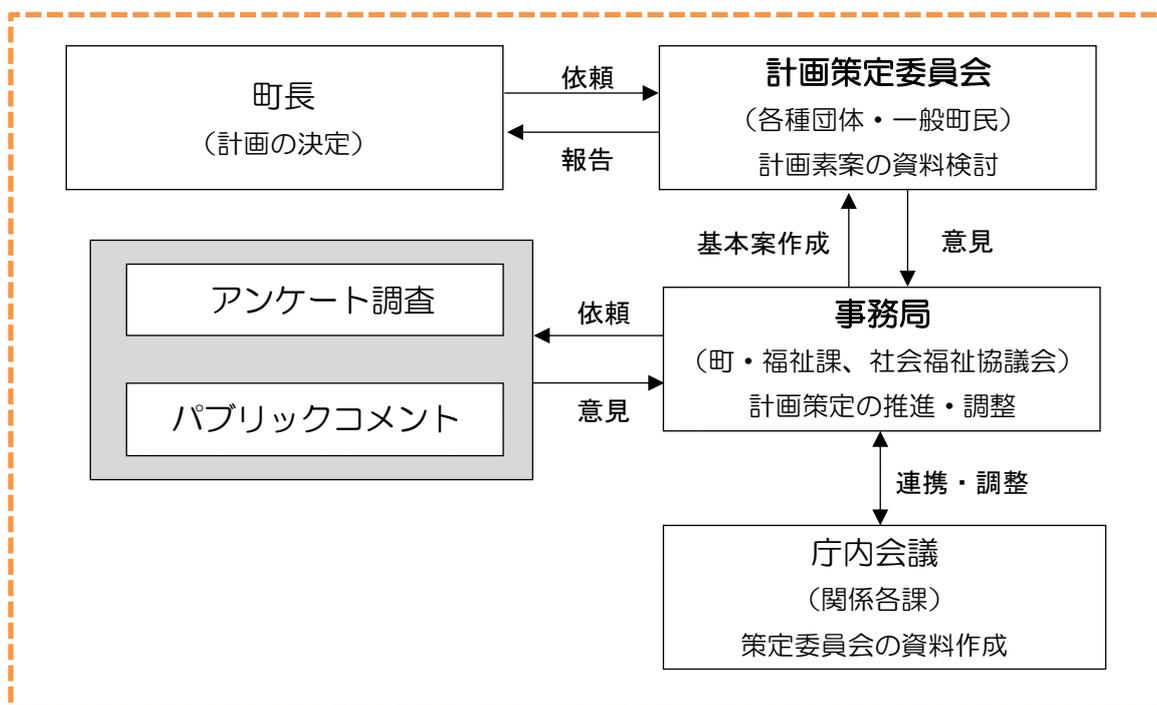
地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、学識経験者や各関係機関、団体の代表等で構成する「利根町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

(2) アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和2年1月～2月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和3年1月7日から2月5日の期間を設けてパブリックコメントを実施しました。



第2章

利根町の現状

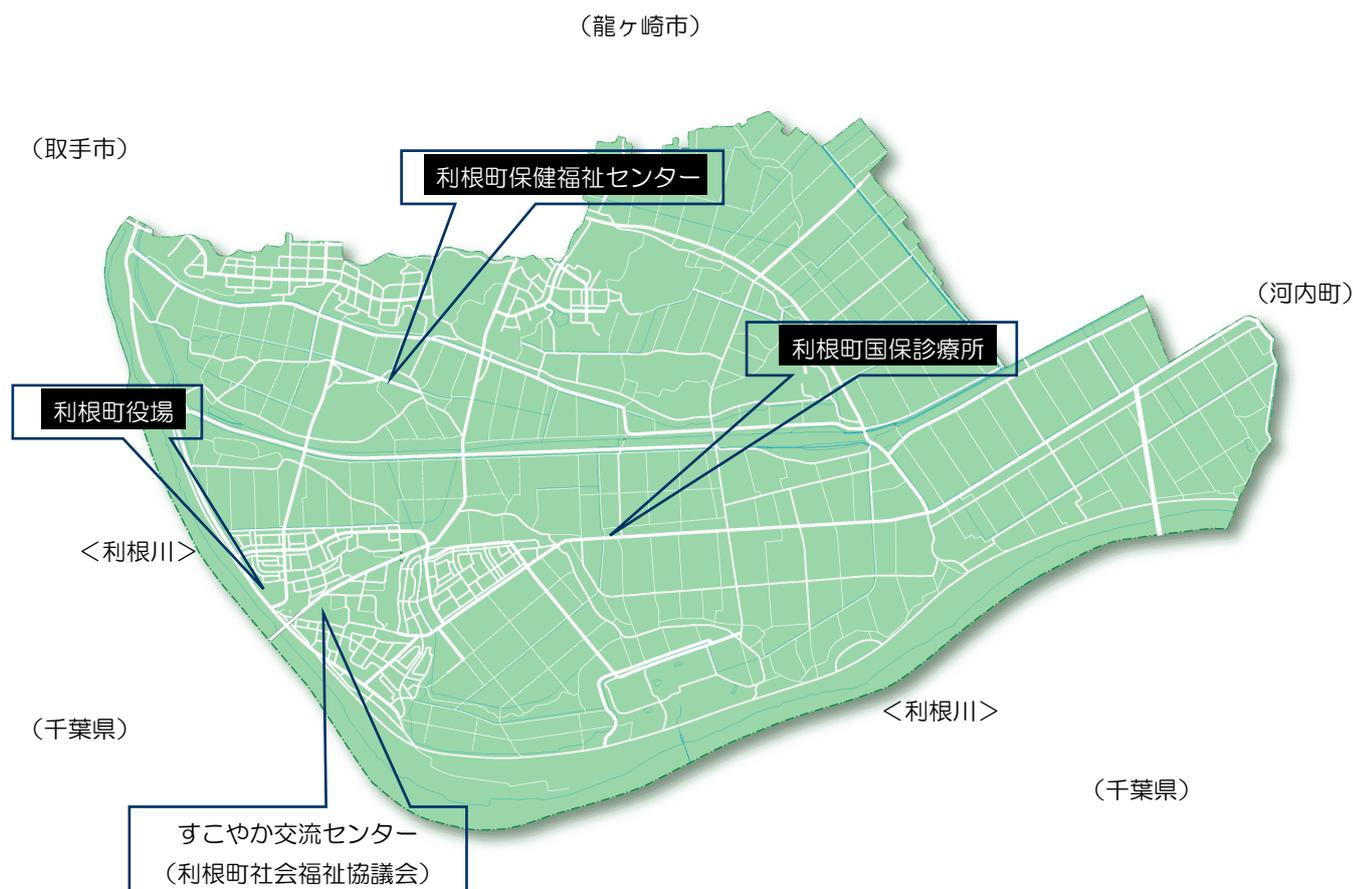
1 町の概況

利根町は、茨城県最南端の利根川流域、都心から40 km圏内に位置しています。南は利根川を挟んで千葉県我孫子市、印西市、栄町に接し、北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は取手市に接しています。

町域は東西8.3 km、南北5.2 km、総面積24.86 km²となっており、ほとんどが平坦な地形で、気候も温和で過ごしやすい環境が広がっています。

古くは利根川の水運で栄えた歴史を持ち、豊かな水と肥沃な美田に恵まれ、農業を主な基幹産業とする町として発展してきました。昭和30年、布川町、文村、文間村、東文間村の1町3か村が合併して利根町が誕生、昭和40年代の後半から町の西域に、相次ぐ宅地開発で首都近郊の一翼を担うベッドタウンの性格を併せもつ、農村と調和の取れた近郊住宅都市として発展してきました。

■利根町の概況図



2 町の福祉・保健・医療等の状況

(1) 保健福祉・福祉全般

町内にある保健・福祉に関わる主な施設・機関は以下のとおりです。

■保健福祉関連の事業・施設

| 分野 | 事業名など | 施設名 |
|------|------------|--------------|
| 保健福祉 | 保健福祉センター事業 | ・利根町保健福祉センター |
| 社会福祉 | 社会福祉協議会事業 | ・利根町社会福祉協議会 |

令和2年10月1日現在

■民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア数など

| 区分 | 団体数・人数 | | 備考 |
|-----------|--------|-------------------|--------------------------------|
| 民生委員・児童委員 | 44人 | 民生委員・児童委員：4地区で42人 | 民生委員・児童委員定数44人 (うち主任児童委員2人) |
| | | 主任児童委員：町全体で2人 | |
| NPO法人 | 1団体 | | |
| ボランティア団体 | 18団体 | 登録ボランティア：10団体 | |
| | | ふれあいサロン：6団体 | |
| | | 広域サロン：2団体 | |

NPO法人は福祉課での把握数。ボランティア団体は利根町社会福祉協議会への登録数。

令和2年10月1日現在

(2) 医療

町内にある医療関連施設は以下のとおりです。

■医療関連の事業・施設

| 分野 | 事業名など | 施設名 |
|----|------------|--|
| 医療 | 病院・診療所 | <ul style="list-style-type: none"> ・早尾台医院 ・服部内科医院 ・もえぎ野台よつば診療所 ・協和ガーデンクリニック ・鈴木内科医院 ・山中医院 ・利根町国保診療所 |
| | 歯科医院・歯科診療所 | <ul style="list-style-type: none"> ・平田歯科医院 ・杉山歯科医院 ・早尾台医院 ・尾上歯科医院 ・太子堂歯科医院 ・協和ガーデンクリニック |

令和2年10月1日現在

(3) 高齢者福祉・介護保険

町内にある介護保険に関わる主な事業及び施設・機関は以下のとおりです。

■介護保険関連の事業・施設

| 分野 | 事業名など | 施設名 |
|--------------------|------------------------|--|
| 高齢者福祉 | 保健福祉センター事業 | ・利根町保健福祉センター |
| | 地域包括支援センター事業 | ・利根町地域包括支援センター（福祉課） |
| 介護保険サービス （主なもの） | 居宅介護支援事業所 （ケアプラン作成） | ・居宅介護支援事業所 やまなみ園 ・居宅介護支援事業所 ソラスト利根 ・居宅介護支援事業所 響 ・有限会社 みな介護サービス ・居宅介護支援事業所 もえぎ野 |
| | 介護老人福祉施設 | ・特別養護老人ホーム やまなみ園 ・地域密着型特養ホーム あおば |
| | 介護老人保健施設 | ・介護老人保健施設 もえぎ野 |
| | グループホーム事業 | ・グループホーム ソラスト利根 ・グループホーム 響 ・グループホーム あおば |

令和2年10月1日現在

(4) 児童福祉

町内にある児童福祉等に関わる主な事業及び施設・機関は以下のとおりです。

■児童福祉関連の事業・施設

| 分野 | 事業名など | 施設名 |
|-------|---------------|--------------------------|
| 児童福祉等 | 地域子育て支援センター事業 | ・とね子育て支援センター（文間保育園内） |
| | 認可保育園（私立） | ・文間保育園 ・東文間保育園 |
| | 認定こども園（私立） | ・布川保育園 ・利根二葉幼稚園 ・利根大和幼稚園 |
| | 地域型保育施設（私立） | ・もえぎ野わかば保育園 |

令和2年10月1日現在

(5) 障がい福祉

町内にある障がい福祉に関わる主な事業及び施設・機関は以下のとおりです。

■障がい福祉関連の事業・施設

| 分 野 | 事業名など | 施 設 名 |
|----------------|------------------------------|---------------|
| 障がい者福祉 | 機能回復訓練事業 | ・利根町保健福祉センター |
| 障がい者福祉 サービス | 【日中活動系サービス】 生活介護 | ・生活介護 響 |
| | 地域活動支援センター | ・特定非営利活動法人あさひ |
| | 短期入所（ショートステイ） | ・短期入所 響 |
| | 【居住系サービス】 共同生活援助（グループホーム） | ・ケアホーム 響 |

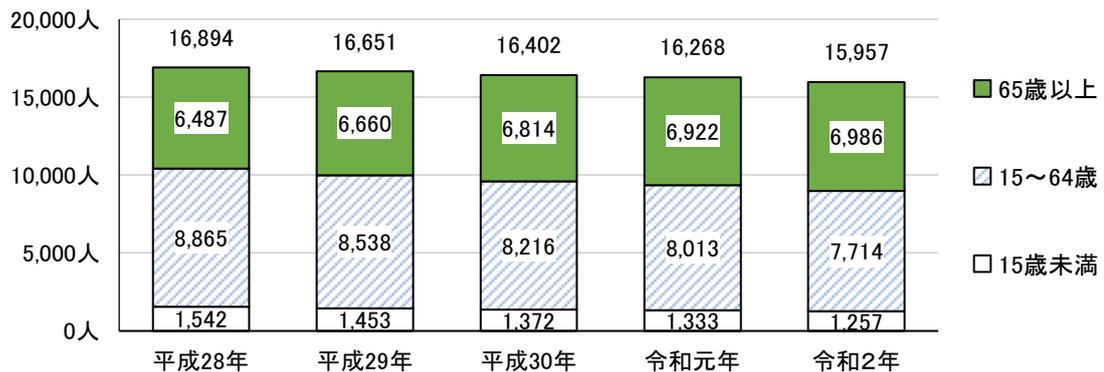
令和2年10月1日現在

3 人口動態と世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は緩やかな減少傾向にあり、年齢3区分別の人口の推移をみると、「65歳以上」の人口が増加する一方、「15歳未満」、「15-64歳」の人口は減少しています。

■人口と世帯数の推移



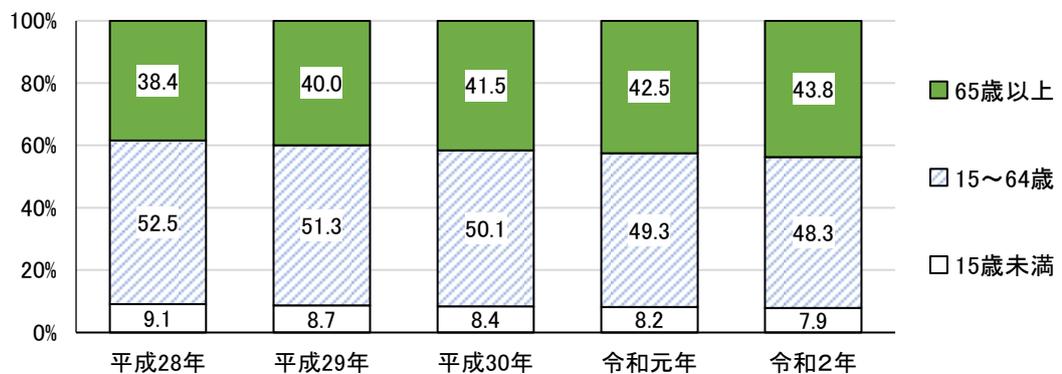
各年4月1日現在

資料：利根町住民基本台帳

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分人口構成比の推移をみると、「15歳未満」の年少人口、「15-64歳」の生産年齢人口がいずれも減少傾向、その一方で「65歳以上」の高齢人口の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が顕著となっています。令和2年4月1日現在では、高齢者人口割合（高齢化率）は43.8%となっています。

■年齢3区分人口構成比の推移



各年4月1日現在

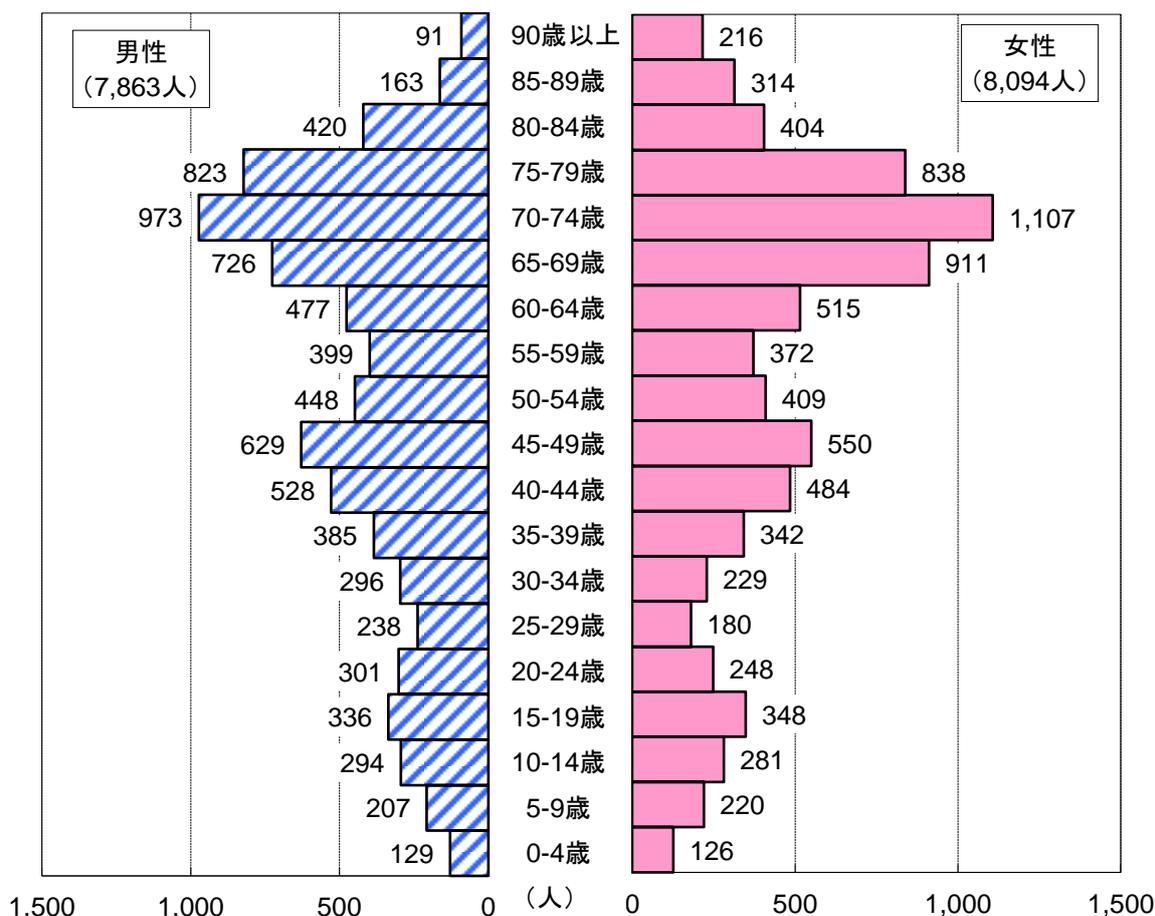
資料：利根町住民基本台帳

(3) 人口ピラミッド

令和2年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、「70-74歳」が突出して多いほか、その前後の「65-69歳」、「75-79歳」の年代が多い一方で、「55-59歳」や「30-34歳」以下の各階層の人口は相対的に少ない状況です。

さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層（年少層）にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド



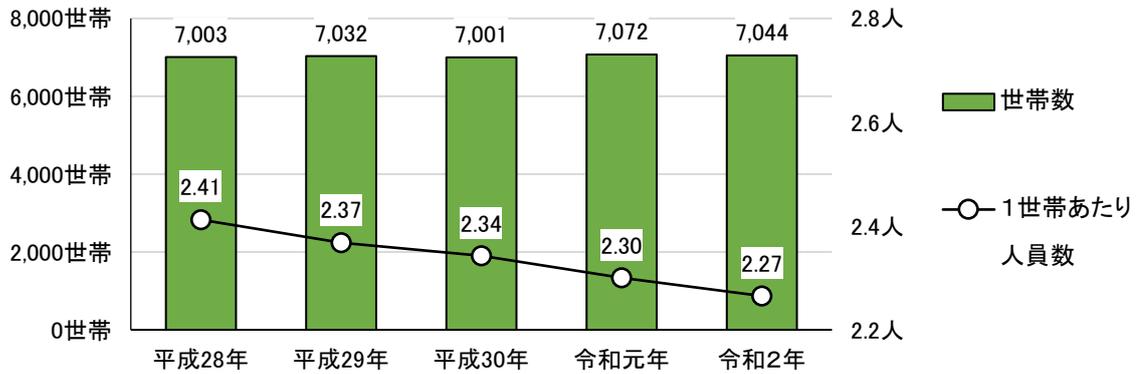
令和2年4月1日現在

資料：利根町住民基本台帳

(4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな増加傾向にあり、平成28年以降は7,000世帯以上となっています。1世帯あたり人員は、減少が続いています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



令和2年4月1日現在

資料：利根町住民基本台帳

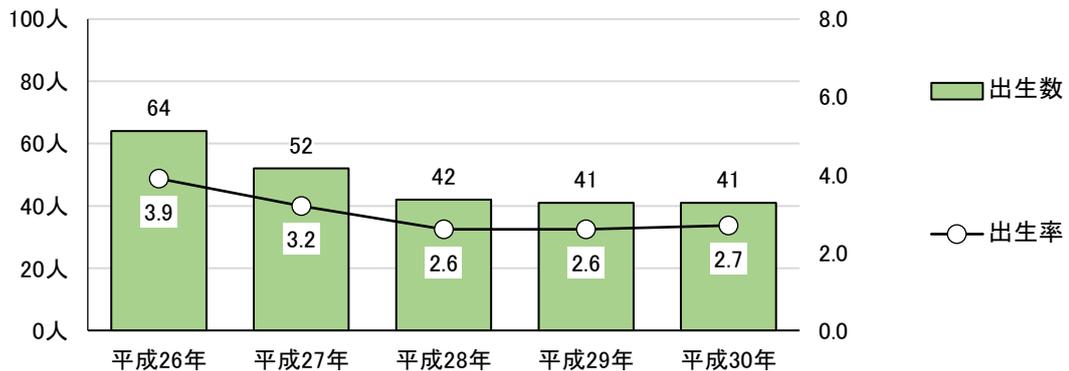
4 子ども・高齢者・障がい者等の状況

(1) 子どもの状況

① 出生数及び出生率の推移

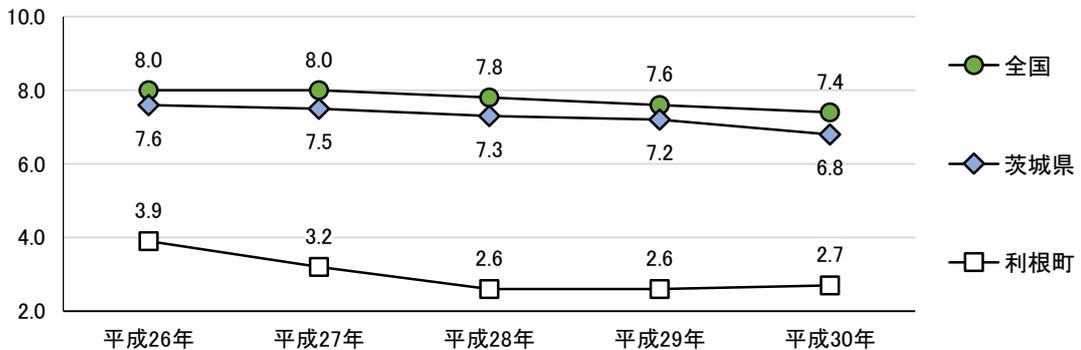
出生数は、ここ数年減少が続いており、平成30年で41人となっています。出生率も同様に低下し続けています。また、本町の出生率は、国、県を下回っています。

■ 出生数、出生率の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

■ 出生率の推移



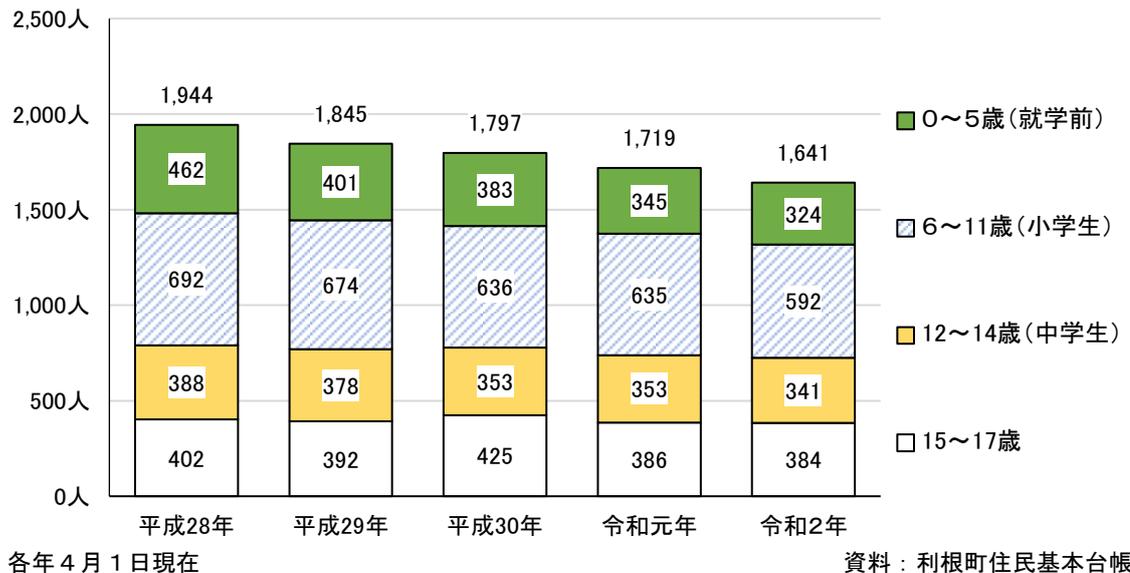
資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千人対)

②児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は、令和2年4月1日現在で1,641人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は324人、6～11歳の小学生児童数は592人、12～14歳の中学生児童数は341人、15～17歳の児童数は384人となっています。平成28年から令和2年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■児童数の推移



③子どものいる世帯の状況

一般世帯数は増加傾向にありますが、6歳未満の世帯員のいる世帯数、18歳未満の世帯員のいる世帯数、構成比いずれも減少傾向で推移しています。

また、本町のひとり親世帯数は横ばいとなっています。

■18歳未満世帯員のいる世帯数

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 一般世帯数 | 5,753世帯 | 5,856世帯 | 6,126世帯 | 6,130世帯 |
| 6歳未満世帯員のいる一般世帯 (対一般世帯数比) | 482世帯 (8.4%) | 476世帯 (8.1%) | 448世帯 (7.3%) | 317世帯 (5.2%) |
| 18歳未満世帯員のいる一般世帯 (対一般世帯数比) | 1,686世帯 (29.3%) | 1,310世帯 (22.4%) | 1,211世帯 (19.8%) | 1,017世帯 (19.8%) |
| 18歳未満世帯員のいるひとり親世帯数 (対一般世帯数比) | 37世帯 (0.6%) | 48世帯 (0.8%) | 64世帯 (1.0%) | 57世帯 (0.9%) |
| 母子世帯数 | 23世帯 | 33世帯 | 51世帯 | 49世帯 |
| 父子世帯数 | 14世帯 | 15世帯 | 13世帯 | 8世帯 |

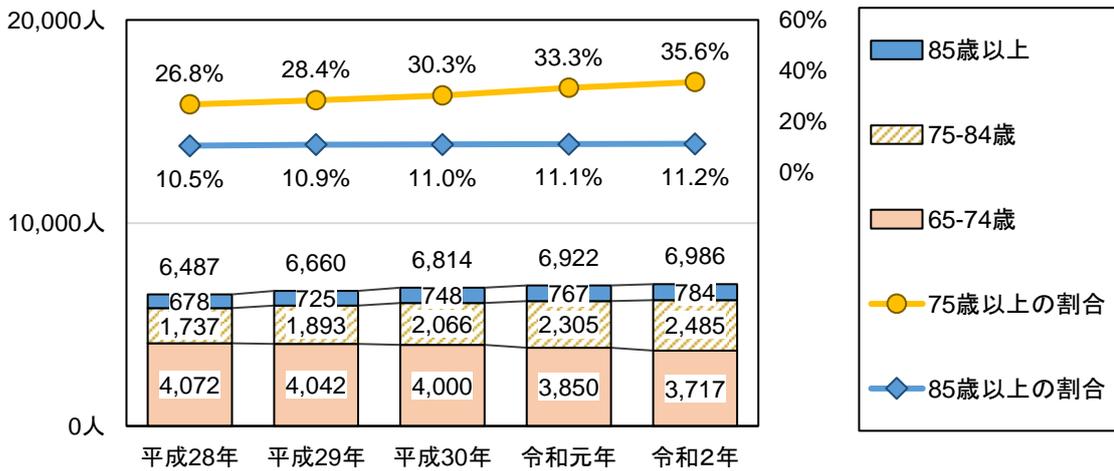
資料：国勢調査

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数と前期・後期比率

本町の高齢者数は、65歳以上74歳以下の前期高齢者は減少している一方で、75歳以上の後期高齢者は増加しています。

■ 前期・後期高齢者比率の推移



各年4月1日現在

資料：利根町住民基本台帳

② 高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27年では世帯総数の63.7%にあたる3,905世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加を続けており、平成27年では高齢独居世帯は615世帯、高齢夫婦世帯は1,180世帯となっています。

■ 高齢者のいる世帯数の推移

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 全世帯数 (一般世帯数) | 5,753 世帯 | 5,856 世帯 | 6,126 世帯 | 6,130 世帯 |
| 高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合) | 2,046 世帯 (35.6%) | 2,464 世帯 (42.1%) | 3,232 世帯 (52.8%) | 3,905 世帯 (63.7%) |
| 高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合) | 187 世帯 (9.1%) | 241 世帯 (9.8%) | 393 世帯 (12.2%) | 615 世帯 (15.7%) |
| 高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合) | 303 世帯 (14.8%) | 419 世帯 (17.0%) | 734 世帯 (22.7%) | 1,180 世帯 (30.2%) |

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

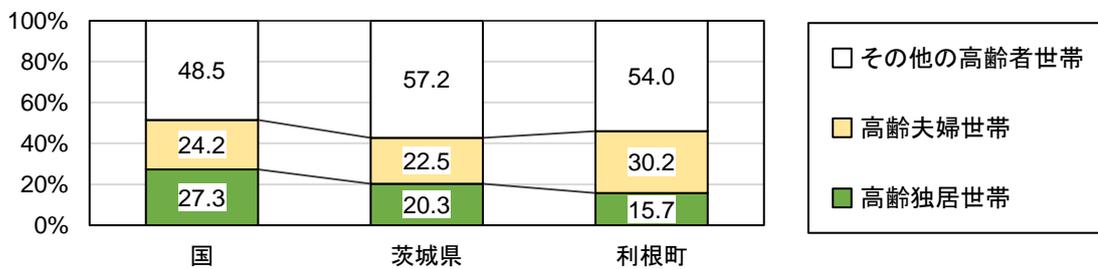
資料：国勢調査

国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯は国や県より低く、高齢夫婦世帯は国及び県の水準よりも高くなっています。

■国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

| | 国 | 茨城県 | 利根町 |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 全世帯数 (一般世帯数) | 53,331,797 世帯 | 1,122,443 世帯 | 6,130 世帯 |
| 高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合) | 21,713,308 世帯 (40.7%) | 493,718 世帯 (44.0%) | 3,905 世帯 (63.7%) |



資料：国勢調査

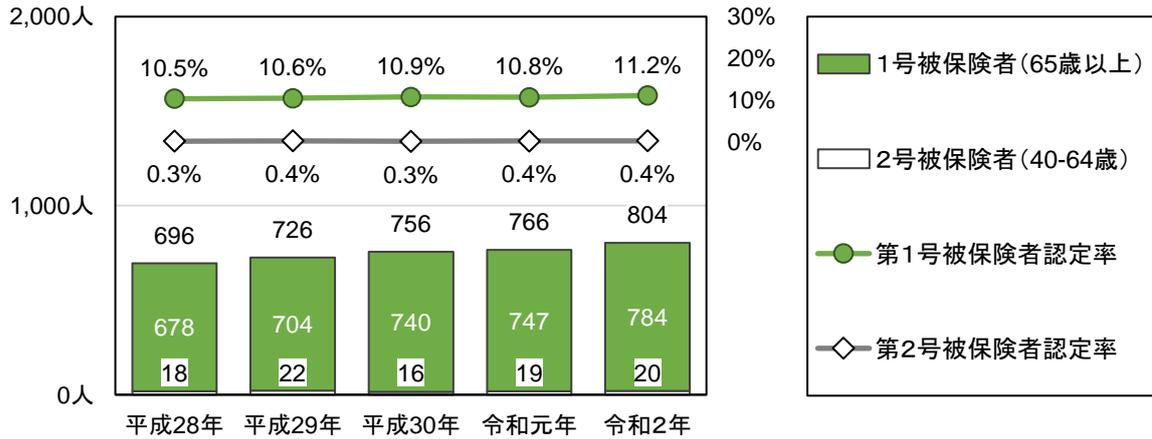
③要支援・要介護認定者数の推移

▶被保険者種類別

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっています。

認定率については、第1号被保険者の認定率は微増、第2号被保険者の認定率は横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移（被保険者種類別）



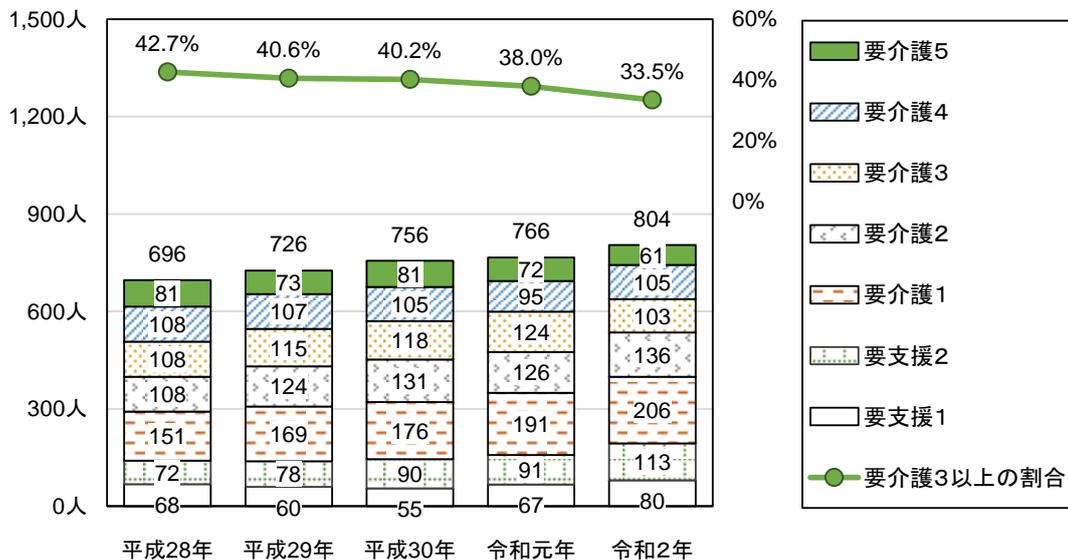
※各年3月31日現在

資料：介護保険事業状況報告

▶要介護度別

要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援1～要介護2が占める割合が増加している一方、要介護3～5の割合は減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



※各年3月31日現在

資料：介護保険事業状況報告

(3) 障がい者の状況

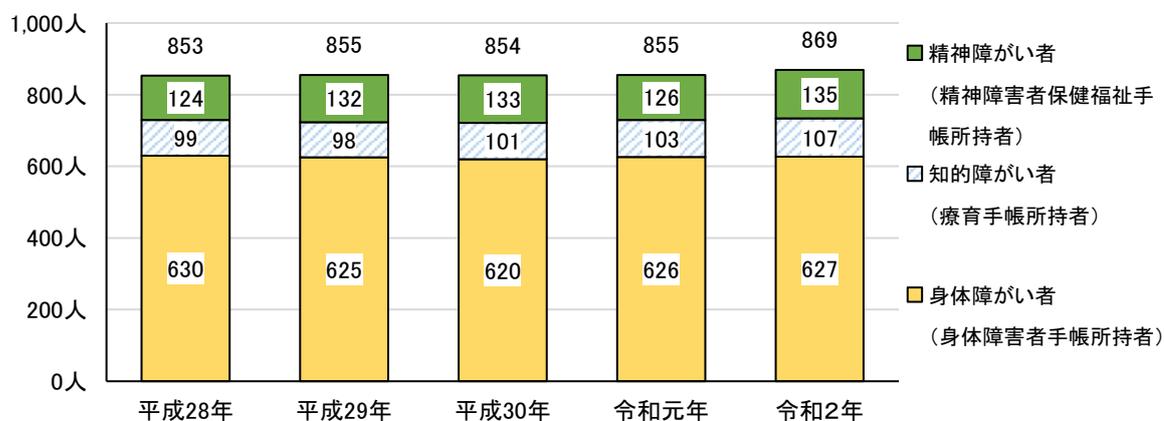
障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数をみると、ほぼ横ばいで推移しており、障がい者数は869人で対人口比は5.4%となっています。

障がい種別にみると、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向で推移しています。

■障がい者（手帳所持者）数の推移

(単位：人)

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障がい者 (身体障害者手帳所持者) | 630 | 625 | 620 | 626 | 627 |
| 知的障がい者 (療育手帳所持者) | 99 | 98 | 101 | 103 | 107 |
| 精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳所持者) | 124 | 132 | 133 | 126 | 135 |
| 合 計 | 853 | 855 | 854 | 855 | 869 |
| 総人口(各年4月1日現在) | 16,894 | 16,651 | 16,402 | 16,268 | 15,957 |
| 対人口比 | 5.0% | 5.1% | 5.2% | 5.3% | 5.4% |



各年4月1日現在

資料：利根町 福祉課

5 各地区の状況

(1) 町内各地区の状況

令和2年4月1日現在の町内各地区における世帯数、人口、高齢者数等の状況は以下のとおりです。

①文地区

文地区の世帯数は2,083世帯、人口は4,612人です。高齢化率は47.8%と、町内で最も高齢化が進んだ地域です。

地区内をさらに小地区ごとにみると、「②もえぎ野台1・2丁目地区」の高齢化率は13.6%と他の地区に比べてかなり低くなっています。

■文地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

| | 世帯数 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| ①早尾台・羽根野台地区 | 1,437 世帯 | 3,007 人 | 1,677 人 | 55.8% |
| ②もえぎ野台1・2丁目地区 | 165 世帯 | 469 人 | 64 人 | 13.6% |
| ③その他地区（①②以外） | 481 世帯 | 1,136 人 | 463 人 | 40.8% |
| 文地区 | 2,083 世帯 | 4,612 人 | 2,204 人 | 47.8% |

令和2年4月1日現在

資料：利根町「行政区・年齢段階別 住民基本台帳人口」

②布川地区

布川地区の世帯数は3,417世帯、人口は7,450人と、世帯数・人口ともに町内で最も多い地区です。高齢化率については、46.9%と町内でも比較的高い地区です。

地区内をさらに小地区ごとにみると、「③四季の丘地区」の高齢化率は15.1%と他の地区に比べてかなり低くなっています。

■布川地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

| | 世帯数 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| ①利根ニュータウン地区 | 826 世帯 | 1,691 人 | 984 人 | 58.2% |
| ②利根フレッシュタウン地区 | 908 世帯 | 1,881 人 | 1,125 人 | 59.8% |
| ③四季の丘地区 | 402 世帯 | 1,124 人 | 170 人 | 15.1% |
| ④その他地区（①②③以外） | 1,281 世帯 | 2,754 人 | 1,213 人 | 44.0% |
| 布川地区 | 3,417 世帯 | 7,450 人 | 3,492 人 | 46.9% |

令和2年4月1日現在

資料：利根町「行政区・年齢段階別 住民基本台帳人口」

③文間地区

文間地区の世帯数は1,029世帯、人口は2,593人、高齢化率は29.4%となっています。
地区内をさらに小地区ごとにみると、「①もえぎ野台3・4・5丁目地区」の高齢化率は15.2%と他の地区に比べて低くなっています。

■文間地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

| | 世帯数 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|-----------------|----------------|---------------|-------------|--------------|
| ①もえぎ野台3・4・5丁目地区 | 465世帯 | 1,257人 | 191人 | 15.2% |
| ②その他地区（①以外） | 564世帯 | 1,336人 | 572人 | 42.8% |
| 文間地区 | 1,029世帯 | 2,593人 | 763人 | 29.4% |

令和2年4月1日現在

資料：利根町「行政区・年齢段階別 住民基本台帳人口」

④東文間地区

東文間地区の世帯数は515世帯、人口1,302人、世帯数・人口ともに町内で最も少ない地区です。高齢化率については、40.5%と町の平均に近い水準となっています。

■東文間地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

| | 世帯数 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|
| 東文間地区 | 515世帯 | 1,302人 | 527人 | 40.5% |

令和2年4月1日現在

資料：利根町「行政区・年齢段階別 住民基本台帳人口」

●もえぎ野台地区の扱いと高齢化率による地区比較について

■もえぎ野台地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

| | 世帯数 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|----------|-------|--------|------|-------|
| ※もえぎ野台地区 | 630世帯 | 1,726人 | 255人 | 14.8% |

○もえぎ野台地区は、行政上の区分では「文地区」に分類されますが、小学校区は「文地区」と「文間地区」に分かれ、さらに生活圏にも違いがあることから、本計画では以下のように整理しました。

▶もえぎ野台「1・2丁目」・・・『文地区』

▶もえぎ野台「3・4・5丁目」・・・『文間地区』

6 アンケート調査概要

町内の各地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

■調査対象・実施方法・実施時期

| 調査対象 | 調査方法 | 実施時期 |
|---|------|---------------|
| 19歳以上の利根町の住民とし、年齢、性別、居住地区等の構成比を考慮した上で、層化無作為抽出により2,000サンプルを抽出した。 | 郵送 | 令和2年 1月～2月 |

■配布・回収状況

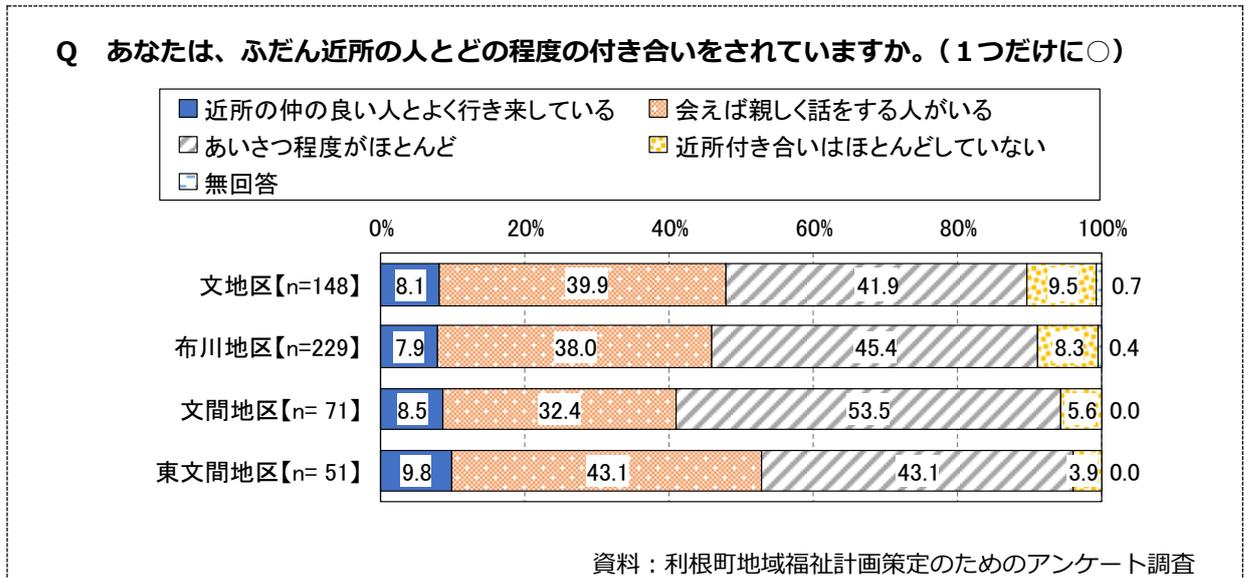
| 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|-------|-------|
| 2,000件 | 505件 | 25.3% |

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

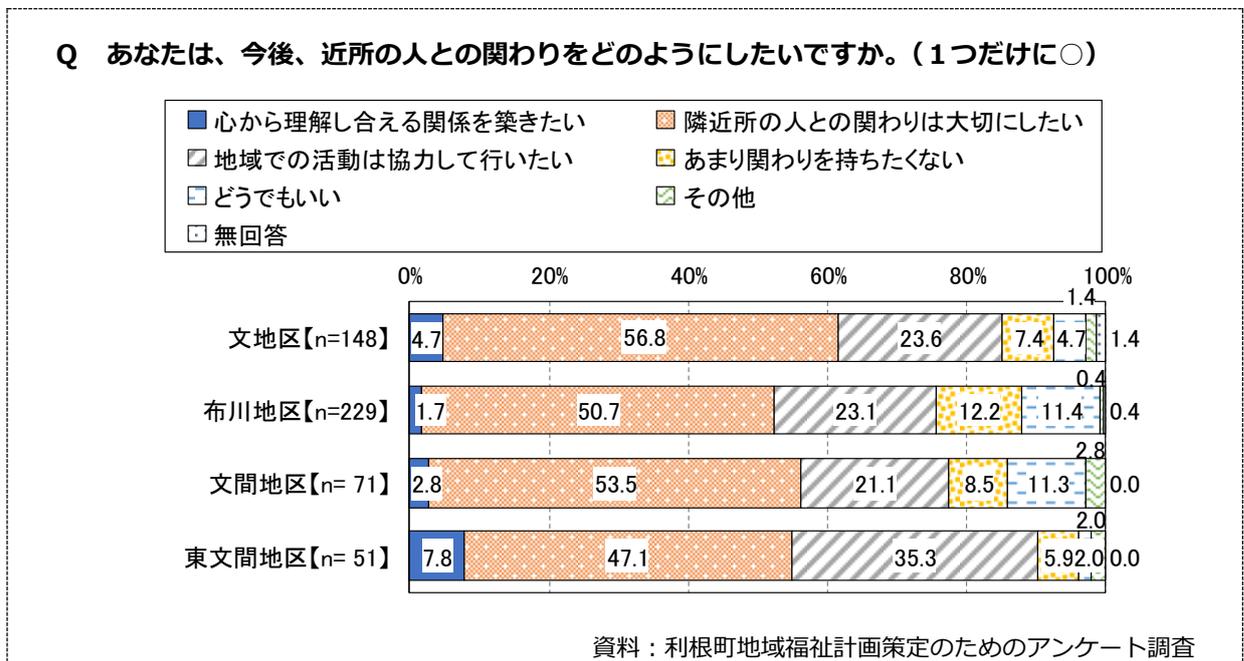
(1) 近所付き合い

① 現状



▶地区別にみると、地域間でそれほど大きな差はみられないが、文地区では「近所付き合いはほとんどしていない」の回答割合が1割程度と比較的高くなっています。

②-1 今後の希望 (地区別)

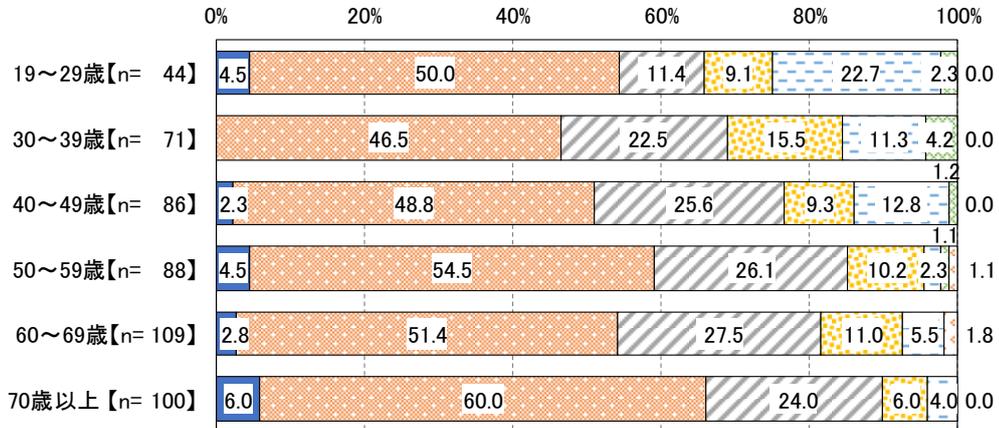


▶地区別にみると、いずれの地域も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多くなっている点で共通しており、特に文地区では56.8%と最も高くなっています。

▶一方、「あまり関わりを持ちたくない」という近所付き合いに否定的な回答は、布川地区で若干多くなっているが、地域間でそれほど大きな差はみられません。

②-2 今後の希望（年代別）

Q あなたは、今後、近所の人との関わりをどのようにしたいですか。（1つだけに○）



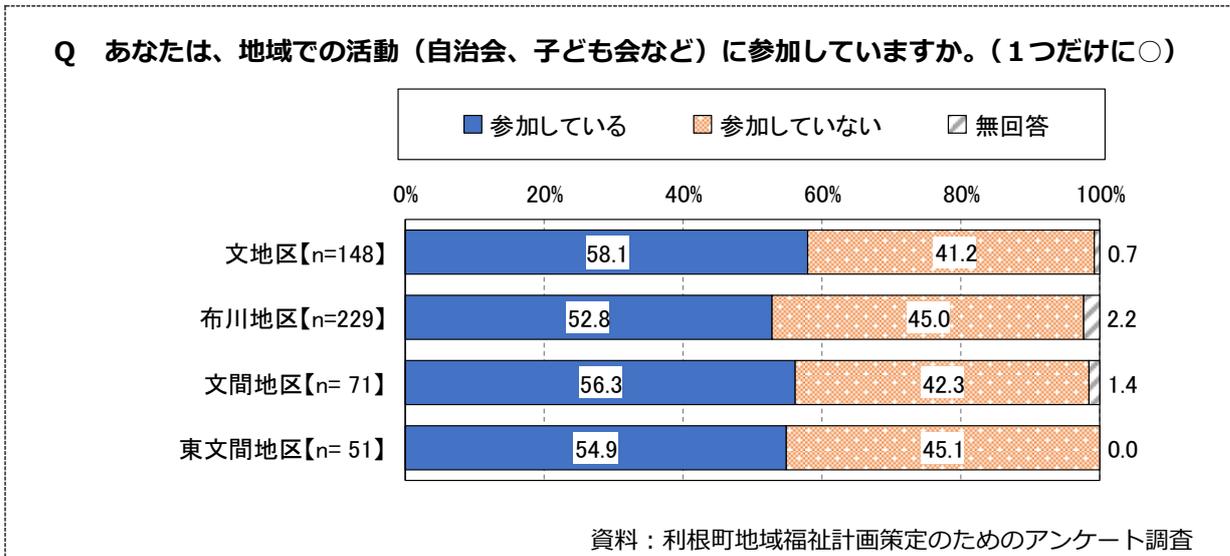
資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

- ▶年代別にみると、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多い点で共通しており、特に70歳以上では6割で最も高くなっている。また、「心から理解し合える関係を築きたい」も70歳以上で6.0%と最も高くなっています。
- ▶一方、「あまり関わりを持ちたくない」という近所付き合いに否定的な回答は、30代で相対的に多くみられます。

- ▶近所付き合いの現状については、多くの地域で「あいさつ程度がほとんど」となっています。
- ▶近所との付き合い方の今後の意向については、いずれの地区も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が過半数を占めており、地域間でそれほど大きな差はみられません。
- ▶しかし、近所付き合いの今後の意向については年代別では違いがみられ、20代や30代の若い世代の近所との付き合い方の意向は上の年代よりも若干消極的な状況にあります。

(2) 地域活動（居住地域を対象とした活動）

① 参加状況



▶地区別にみると、地域における活動に「参加している」割合は、すべての地区で半数を超えているが、特に文地区が58.1%と最も高くなっています。

② 活動内容

※地域活動に「1. 参加している」方にお聞きします

Q あなたはどのような地域活動に参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

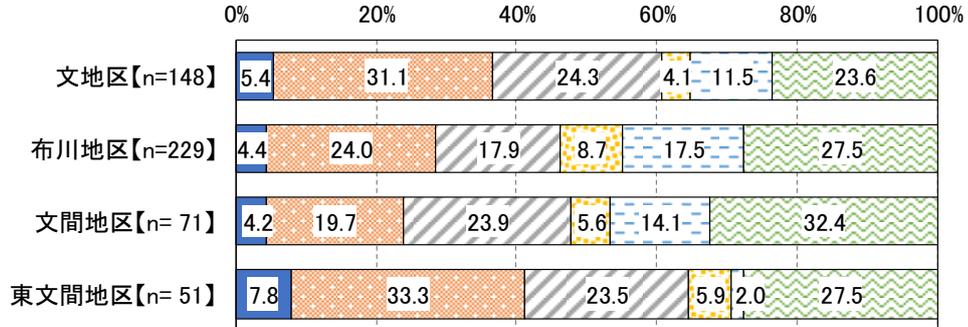
| | 自治会活動 | 清掃・美化活動 | 地域行事への参加 | 募金への協力活動 | スポーツや趣味・学習活動 | 防災活動 | 子どもの健全育成活動 | 老人クラブ活動 | 健康づくりや介護予防活動 |
|-------------|-------|---------|----------|----------|--------------|-------|------------|---------|--------------|
| 文地区【n=86】 | 61.6% | 33.7% | 31.4% | 23.3% | 17.4% | 16.3% | 8.1% | 5.8% | 7.0% |
| 布川地区【n=121】 | 70.2% | 43.8% | 44.6% | 25.6% | 20.7% | 19.0% | 6.6% | 6.6% | 6.6% |
| 文間地区【n=40】 | 57.5% | 60.0% | 30.0% | 7.5% | 5.0% | 7.5% | 10.0% | 2.5% | 2.5% |
| 東文間地区【n=28】 | 57.1% | 39.3% | 32.1% | 32.1% | 14.3% | 14.3% | 21.4% | 7.1% | 3.6% |

資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地区別にみると、上位3回答の構成は共通している中で、文間地区のみ「清掃・美化活動」が1位であり、それ以外の地区では「自治会活動」が1位に挙げられています。また、東文間地区では3位に「地域行事への参加」と同率で「募金への協力活動」が挙げられています。

③ 今後の参加意向

Q あなたは今後、地域活動に参加したいと思いますか。(1つだけに○)

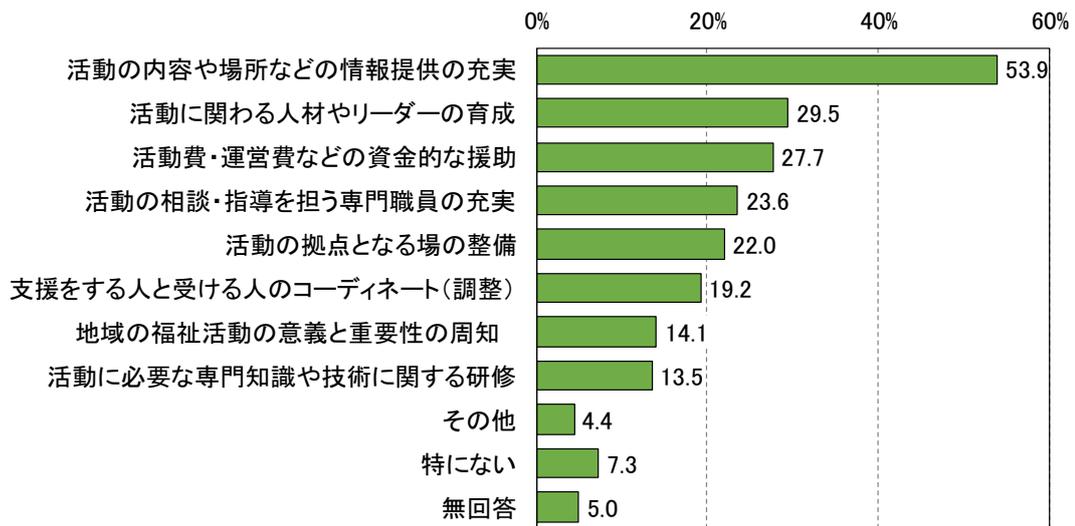


資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地区別にみると、『今後、地域活動に参加したい』割合は、東文間地区で相対的に高く、文間地区で相対的に低くなっています。

④ 地域における支え合い活動を活発化するために重要なこと

Q 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(主なもの3つまでに○)



全体【n=505】

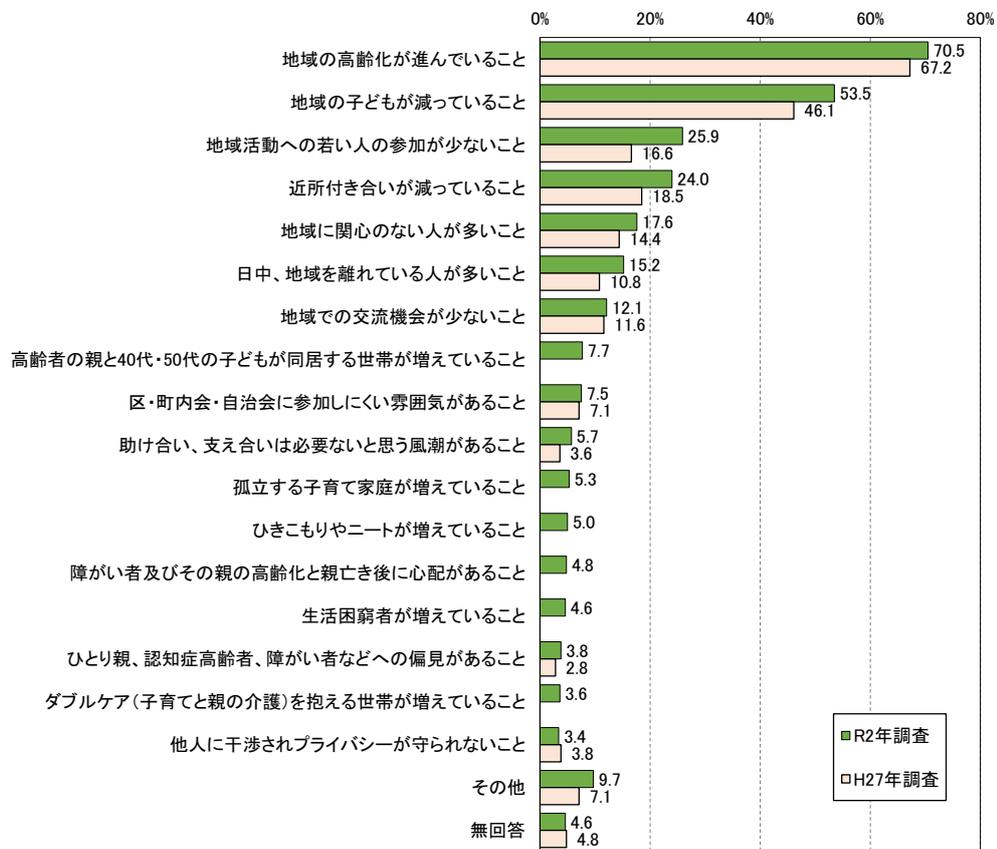
資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことを尋ねたところ、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が53.9%で最も多く、以下、「活動に関わる人材やリーダーの育成」が29.5%、「活動費・運営費などの資金的な援助」が27.7%となっています。

- ▶活動内容は「自治会活動」、「清掃・美化活動」が多いものの、地区によって違いもあります。
- ▶地域活動への今後の参加意向については、「無回答」、「わからない」の回答が多くみられ、全体の約3割程度にとどまっていることから、参加意識の向上を促進していく必要があります。
- ▶地域活動の活発化のためには、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が強く求められています。

(3) 地域における問題点

Q あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



| | 地域の高齢化が進んでいること | 地域の子どもが減っていること | 地域活動への若い人の参加が少ないこと | 近所付き合いが減っていること | 地域に関心のない人が多いこと | 日中、地域を離れている人が多いこと | 地域での交流機会が少ないこと | 高齢者の親と40代・50代の子どもが同居する世帯が増えていること | 区・町内会・自治会に参加しにくい雰囲気があること |
|-------------|----------------|----------------|--------------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------------------------|--------------------------|
| 文地区【n=148】 | 78.4% | 52.0% | 25.0% | 23.0% | 19.6% | 13.5% | 14.2% | 7.4% | 4.7% |
| 布川地区【n=229】 | 68.1% | 51.5% | 27.1% | 22.3% | 16.2% | 13.1% | 9.6% | 8.3% | 8.3% |
| 文間地区【n=71】 | 57.7% | 50.7% | 16.9% | 21.1% | 14.1% | 18.3% | 11.3% | 2.8% | 11.3% |
| 東文間地区【n=51】 | 78.4% | 72.5% | 39.2% | 39.2% | 25.5% | 25.5% | 17.6% | 11.8% | 7.8% |

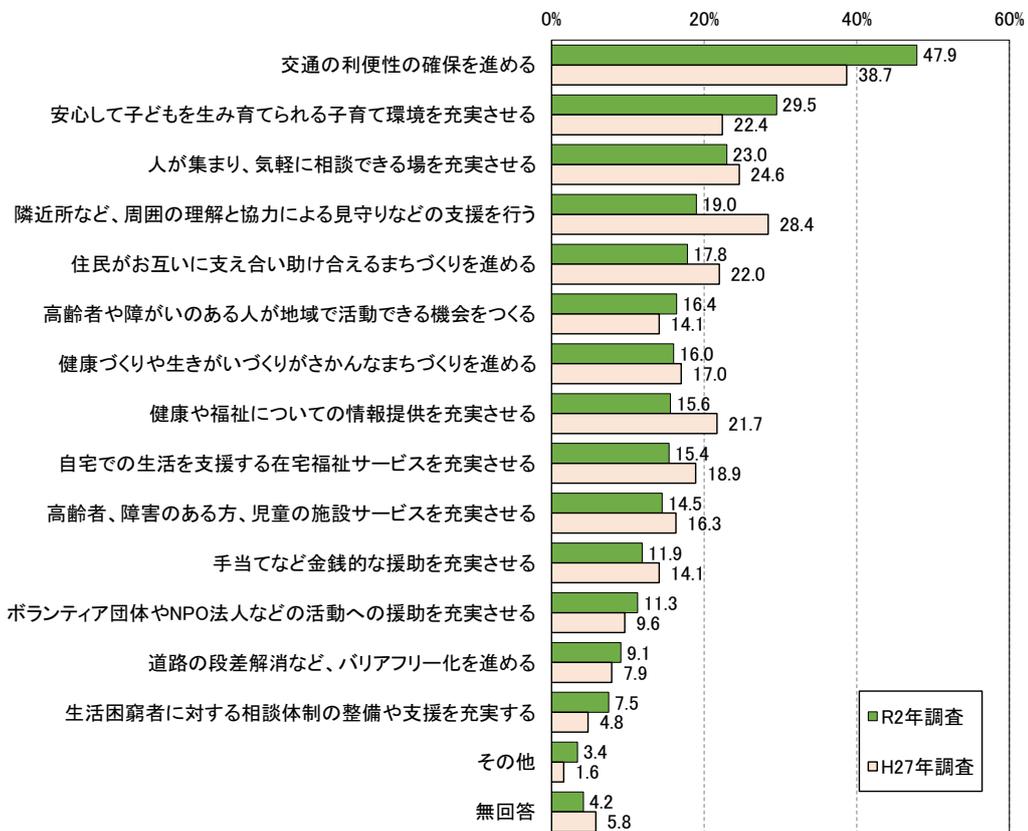
資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

- ▶住んでいる地域の問題点としては、「地域の高齢化が進んでいること」、「地域の子どもが減っていること」が高くなっています。
- ▶地区別にみると、上位2回答は共通している中で、東文間地区は1位の「地域の高齢化が進んでいること」と2位の「地域の子どもが減っていること」がいずれも7割を超え、3位の「地域活動への若い人の参加が少ないこと」、「近所付き合いが減っていること」も4割近くに達しています。

- ▶地区別で見るといずれも「地域の高齢化が進んでいること」、「地域の子どもが減っていること」が上位で共通の問題となっていますが、「文地区」、「東文間地区」ではその回答割合が他の地区より高く、問題意識の「切実さ」、「切迫感」の違いがうかがえます。
- ▶「東文間地区」では、3位の「地域活動への若い人の参加が少ないこと」、「近所付き合いが減っていること」も4割近くに達しており、地域により課題が異なることがうかがえます。

(4) 町に期待すること

Q 利根町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える町の取り組みはどれですか。(主なもの3つまでに○)



| | 交通の利便性の確保を進める | 安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる | 人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる | 隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う | 住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める | 高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会をつくる | 健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりを進める | 健康や福祉についての情報提供を充実させる | 自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる |
|-------------|---------------|----------------------------|-----------------------|------------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------|---------------------------|
| 文地区【n=148】 | 50.0% | 24.3% | 23.6% | 18.2% | 20.9% | 16.9% | 19.6% | 18.9% | 19.6% |
| 布川地区【n=229】 | 51.1% | 30.6% | 21.0% | 17.5% | 16.6% | 17.9% | 14.8% | 16.6% | 14.0% |
| 文間地区【n=71】 | 43.7% | 36.6% | 23.9% | 21.1% | 18.3% | 9.9% | 15.5% | 8.5% | 12.7% |
| 東文間地区【n=51】 | 31.4% | 31.4% | 27.5% | 27.5% | 13.7% | 17.6% | 11.8% | 13.7% | 13.7% |

資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶町の重要な取り組みとしては、依然として「交通の利便性の確保」、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が強く望まれています。

また、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」については前回調査に比べると9.4ポイント減少しています。

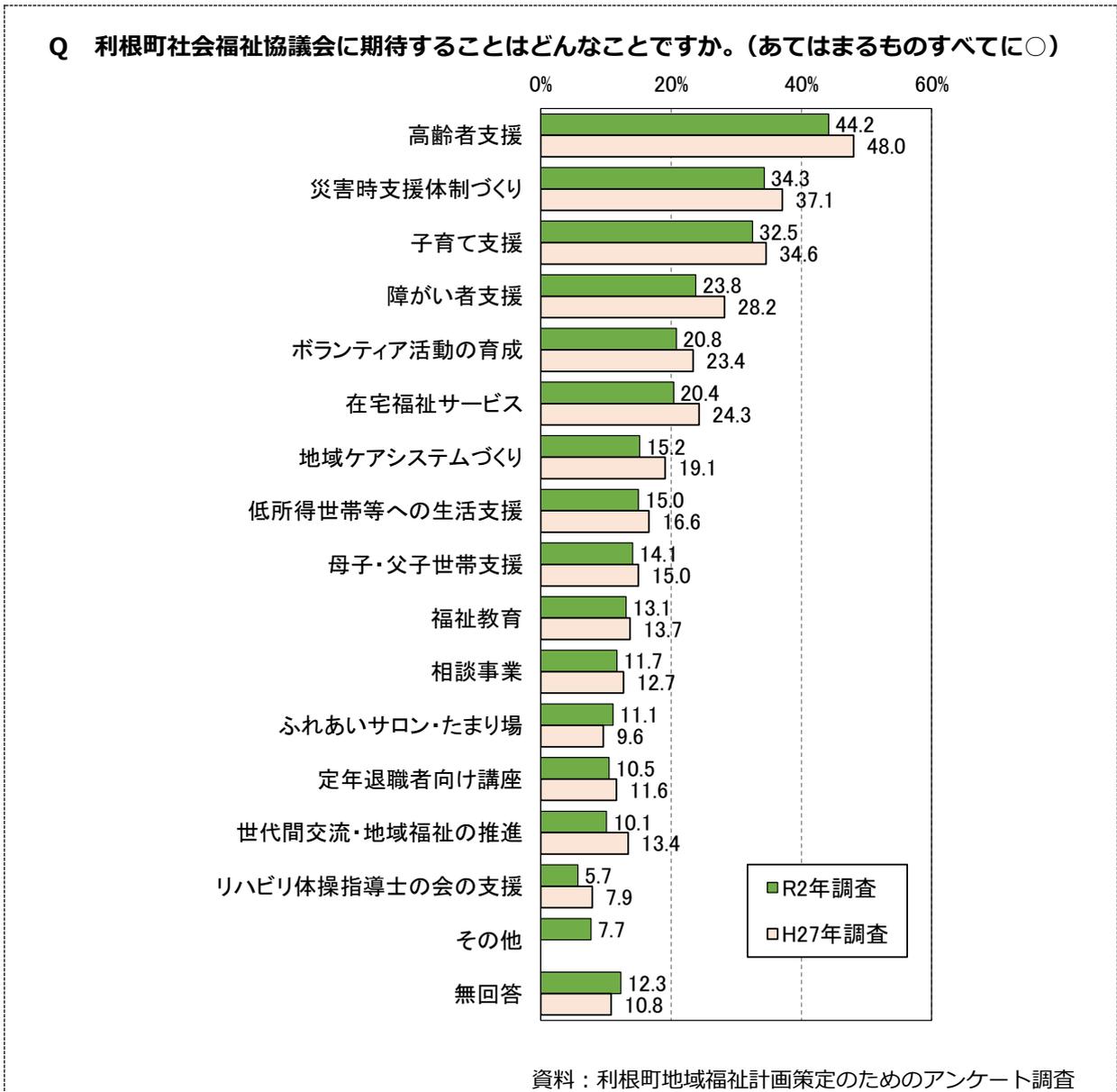
▶文地区では「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める」、「健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりを進める」の回答割合が2割近くを占め、他の地区に比べて高くなっています。東文間地区では「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」の回答割合が3割近くを占め、他の地区に比べて高くなっています。

▶町の重要な取り組みとしては、地域を問わず「交通の利便性の確保」が強く望まれています。

▶交通以外の重要な取り組みについては、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が上位に挙げられるなど、地域によって意見に違いがみられます。

▶今後の町の取り組みについては、住民のニーズの地域特性を踏まえながら検討していくことが重要です。

(5) 社会福祉協議会に期待すること



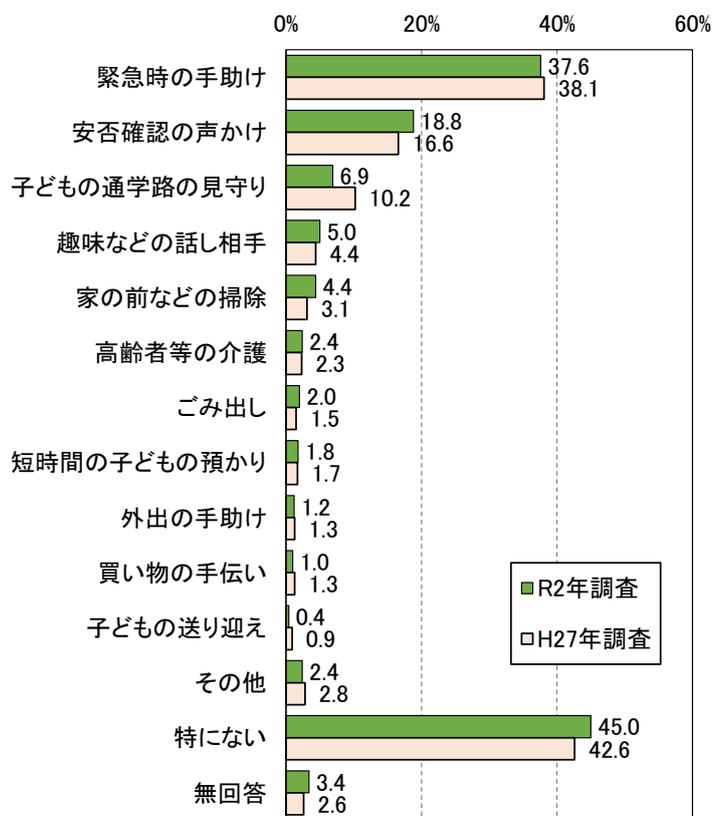
▶利根町社会福祉協議会に対しては、「高齢者支援」、「災害時支援体制づくり」、「子育て支援」、「障がい者支援」、「在宅福祉サービス」、「ボランティア活動の育成」などにおける役割への期待が高くなっています。

▶社会福祉協議会に対する期待としては、「高齢者支援」をはじめ、「災害時支援体制づくり」や「子育て支援」における役割への期待が高くなっています。

▶社会福祉協議会が実施する多様な事業について、更なる周知を図る必要があります。

(6) 地域住民に期待すること

Q あなたが近所の人にしてもらいたいことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



| | 緊急時の手助け | 安否確認の声かけ | 子どもの通学路の見守り | 趣味などの話し相手 | 家の前などの掃除 | 高齢者等の介護 | ごみ出し | 短時間の子どもの預かり | 特になし |
|-------------|---------|----------|-------------|-----------|----------|---------|------|-------------|-------|
| 文地区【n=148】 | 33.8% | 14.9% | 4.1% | 6.8% | 4.1% | 0.7% | 0.0% | 2.0% | 50.0% |
| 布川地区【n=229】 | 38.9% | 24.0% | 5.2% | 3.9% | 5.2% | 4.4% | 4.4% | 2.2% | 43.7% |
| 文間地区【n=71】 | 29.6% | 9.9% | 14.1% | 4.2% | 1.4% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 49.3% |
| 東文間地区【n=51】 | 54.9% | 17.6% | 11.8% | 5.9% | 5.9% | 2.0% | 0.0% | 2.0% | 31.4% |

資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地域住民が近所の人に対する期待としては、地域を問わず「緊急時の手助け」の役割への期待が高くなっています。

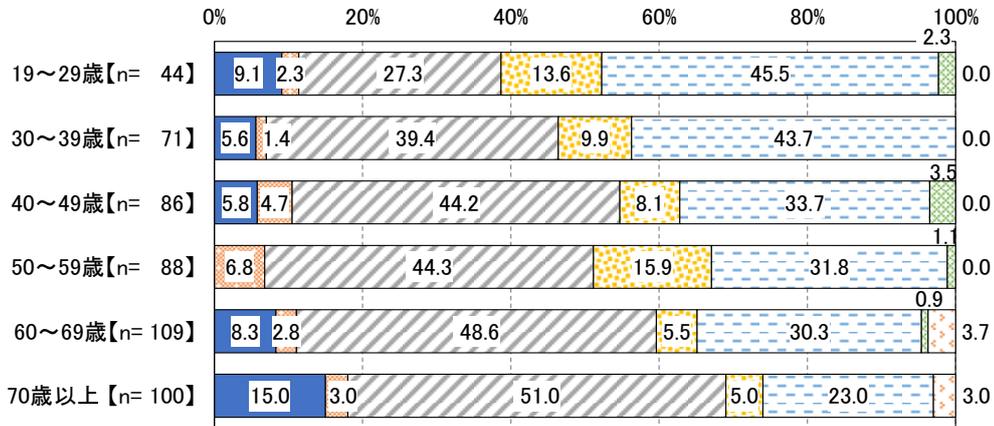
▶いずれの地区においても「緊急時の手助け」が1位に挙げられるなど、上位回答の序列において地区による差はほとんどみられないものの、布川地区では「安否確認の声かけ」の回答割合が相対的に高くなっており、近所の人に対する期待にも地域の特性に応じた違いがみられます。

▶近所の人に対する期待としては、地域を問わず「緊急時の手助け」の役割への期待が高くなっています。

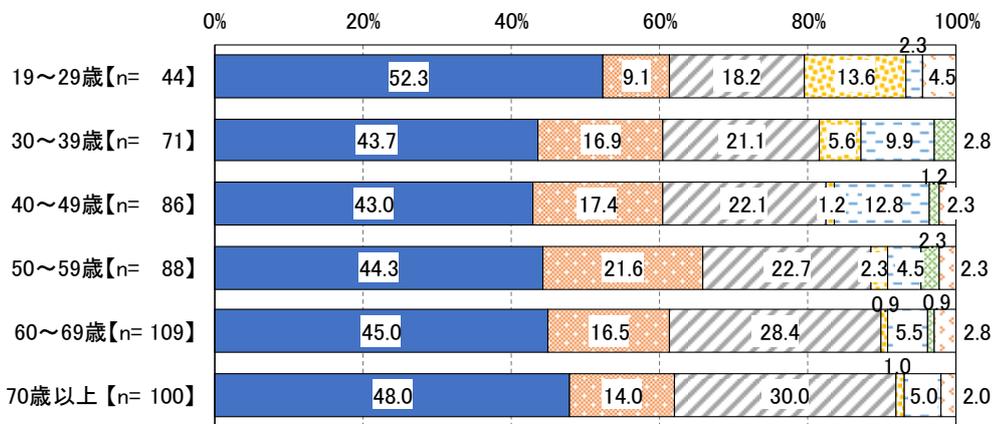
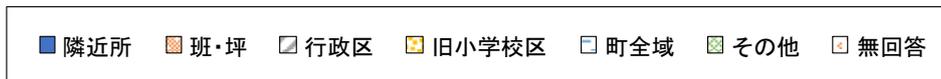
▶「緊急時の手助け」に次ぐ役割として、布川地区では「安否確認の声かけ」の回答割合が相対的に高くなっており、近所の人に対する期待にも地域の特性に応じた違いがみられます。

(7) 「地域」の認識

Q あなたが「地域」と聞いて思い浮かぶ範囲をお答えください。(1つだけに○)



Q あなたは、住民同士がお互いに助け合えるのは、どの範囲だと思いますか。(1つだけに○)



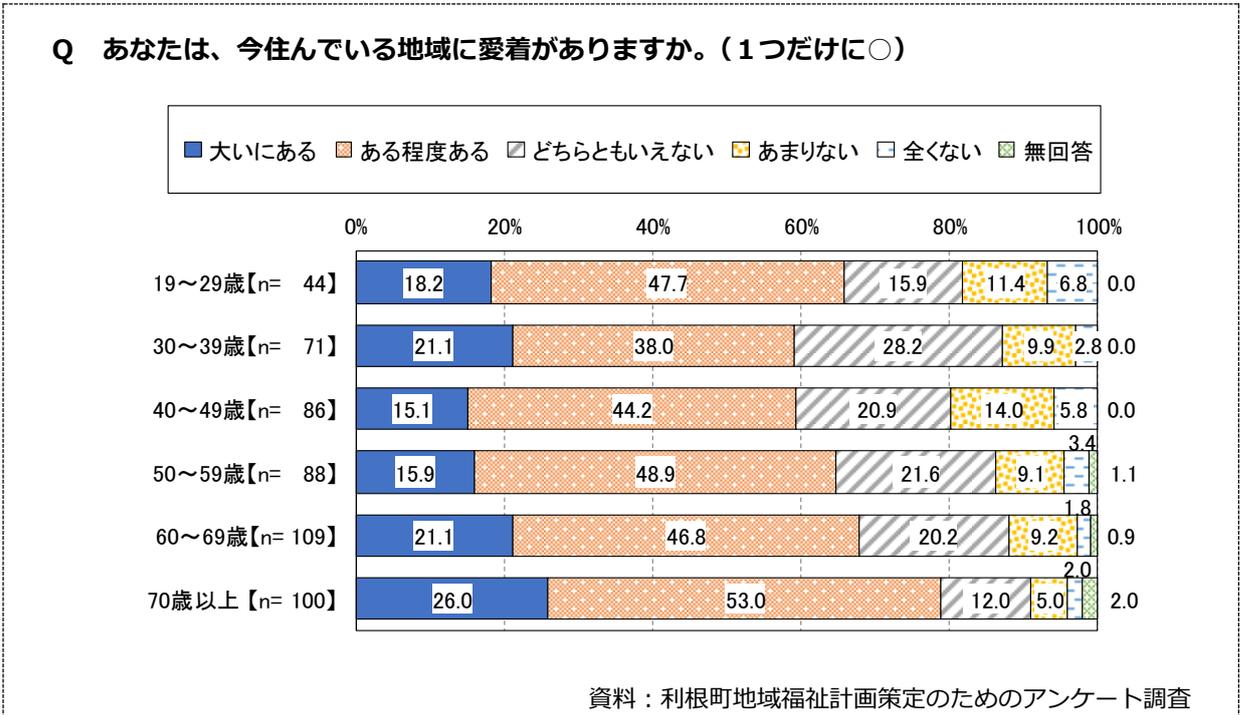
資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

- ▶年代別にみると、「20代」、「30代」では「町全域」、「40代」から「70代以上」では「行政区（区・町内会・自治会）」が最も多くなっています。
- ▶住民同士がお互いに助け合える範囲については、いずれの年代も「隣近所」が最も多く、特に「20代」では5割を超えています。

- ▶「地域」範囲の捉え方・意識については、年代によって違いがみられ、若い世代は上の年代に比べて広い範囲で捉える傾向がうかがえます。
- ▶「助け合える範囲」はいずれの年代も「隣近所」が最も多く、年代を問わず一定以上の共通認識が存在していることが分かります。

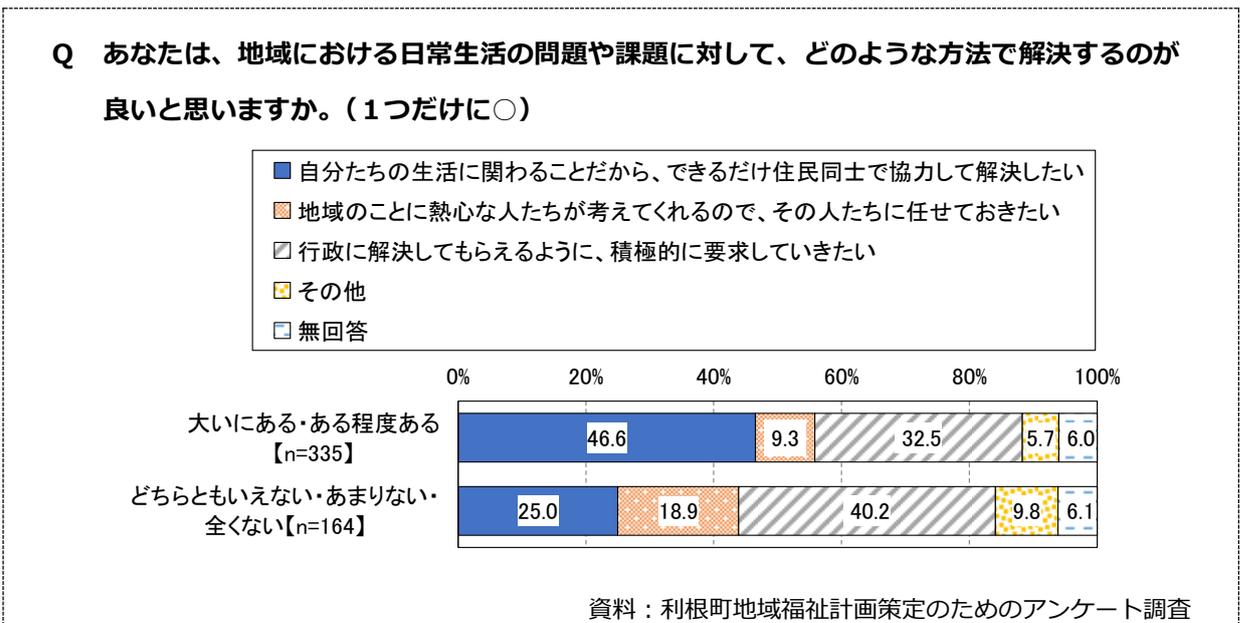
(8) 住んでいる地域への愛着

① 愛着の有無



▶年代別にみると、『今住んでいる地域に愛着がある』割合は、いずれの年代も過半数以上を占めている中で、特に70歳以上では8割近くと高くなっています。その一方で、「あまりない」や「全くない」の回答割合は40代が最も高く、2割近くを占めています。

② 愛着の有無別の「主体性」



▶「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の回答割合については、『地域に愛着がある人』（「大いにある」、「ある程度ある」）の方が、『地域に愛着がない人』（「どちらともいえない」、「あまりない」、「まったくない」）よりも高くなっています。

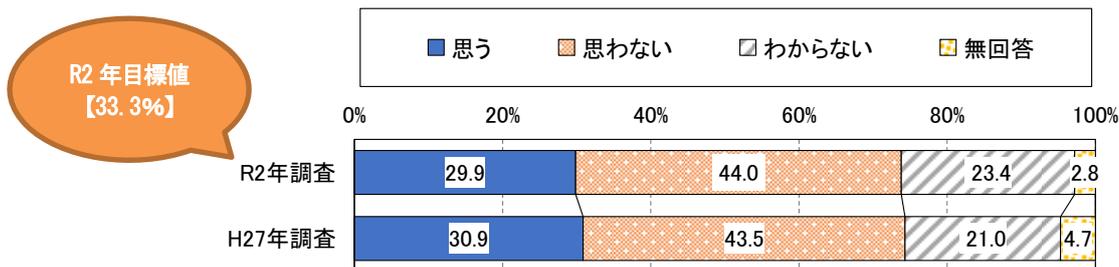
- ▶ 『今住んでいる地域に愛着がある』人は、「30代」から「40代」では約6割、「60代」以上では約7割以上となっており、地域への愛着は高齢者などのほうが若い世代よりも深い状況がうかがえます。
- ▶ 地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

(9) 成果指標の状況

第2期計画においては、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定しました。成果指標については、概ね前回同様の傾向がうかがえますが、前回調査を下回っている項目もあります。

① 成果指標1 地域の助け合いや交流

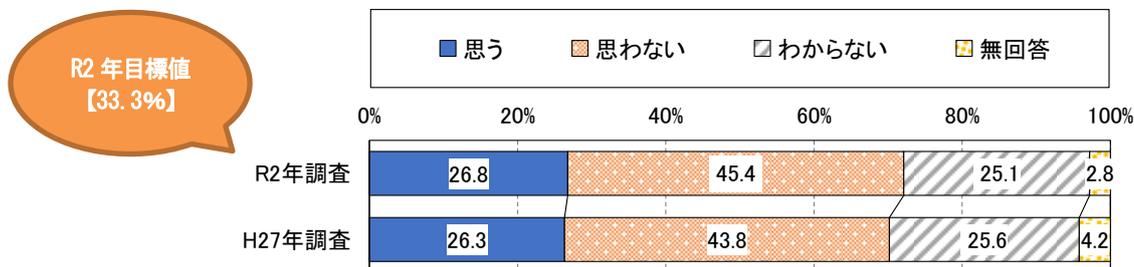
《地域の助け合いや交流が活発だ（思う「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合）》
⇒「思う」と回答した割合がH27年に比べ、1ポイント減



資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

② 成果指標2 防災・防犯体制

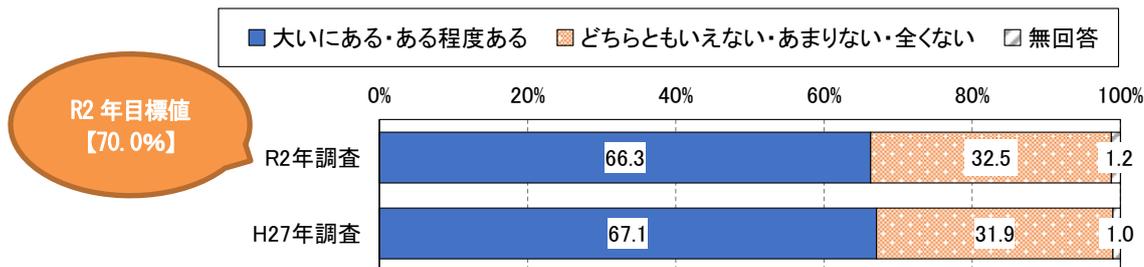
《防災・防犯体制が整っている（思う「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合）》
⇒「思う」と回答した割合がH27年に比べ、0.5ポイント増



資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

③ 成果指標3 地域への愛着

《地域に愛着がある（「大いにある」、「ある程度ある」の割合）》
⇒「大いにある」、「ある程度ある」と回答した割合がH27年に比べ、0.8ポイント減

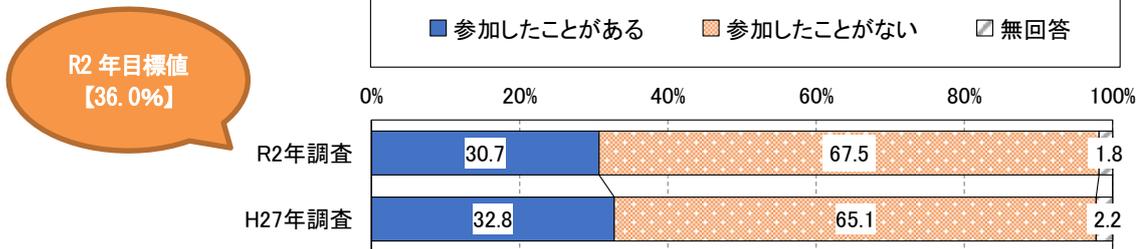


資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

④成果指標4 ボランティア活動への参加意向

《ボランティア活動に「参加したことがある」の割合》

⇒「参加したことがある」と回答した割合がH27年に比べ、2.1ポイント減

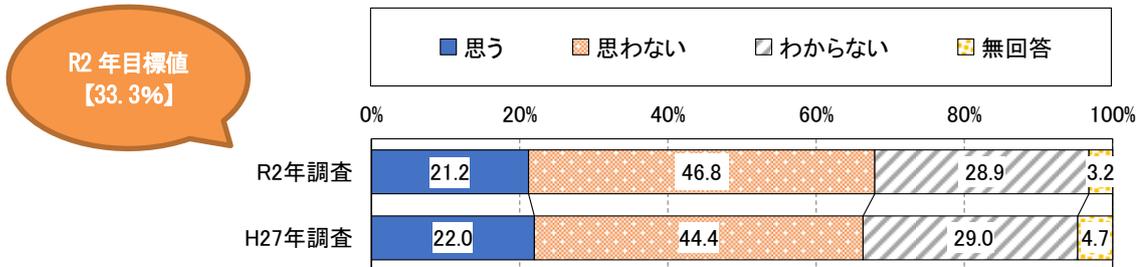


資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

⑤成果指標5 福祉に関する情報の取得

《福祉に関する情報が得やすい（思う「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合）》

⇒「思う」と回答した割合がH27年に比べ、0.8ポイント減

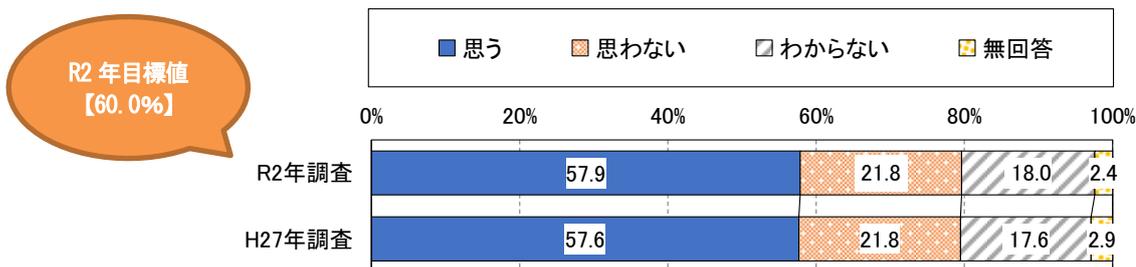


資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

⑥成果指標6 利根町の定住意向

《これからも利根町に住み続けたい（思う「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合）》

⇒「思う」と回答した割合がH27年に比べ、0.3ポイント増



資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

これまでの福祉は、どちらかと言えば行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。

そのため、町民、地域、行政の協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。

本計画では、町の総合振興計画の基本目標を踏まえ、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を将来像とし、誰もが住み慣れた地域で豊かな生活を送ることができるよう、互いに助け合い、ともに支え合う地域福祉を形成します。

この基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、町民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

2 基本目標

基本目標1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち

すべての住民が明るく生きがいを持って暮らせるよう、身近な地域における「あいさつ」や「ふれあい交流」を促進するとともに、住民同士がつながる主要な機会である区・町内会・自治会などの活動やお祭りなどの地域行事の活性化を図ります。

また、健康づくりや介護予防の取り組みは、高齢者にとって重要な交流機会となっていることから、本町で従来から取り組まれている地域ぐるみの活動の推進に努めます。

基本目標2 助け合い支え合って暮らせるまち

地域の中で、住民同士が力を合わせて助け合う『共助（互助）』が積極的に展開されるよう、地域活動への参加を広くはたらきかけていきます。

その中でも、住民が担うべき重要な役割として住民自らが期待している「日頃の見守り活動」や「災害時等の緊急時の助け合い」に関する仕組みづくりを推進します。

基本目標3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち

住民が自らの住む地域に愛着を持ち、福祉活動が各地域で展開され、それが将来に渡って継続されるよう、町の歴史・社会教育、各種イベントの開催、福祉教育などを展開し、地域福祉の担い手の育成を図ります。

地域住民に自主的に課題の解決に取り組んでもらえるよう、活動の中心的な担い手となるボランティアや活動団体などの育成と活動支援を推進します。

基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

福祉サービスの利用者が、公共サービス・民間サービスなど多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

3 施策の体系

| 《 基本目標 》 | 《 取組方針 》 |
|--|-----------------------------------|
| 基本目標 1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち | 1 地域における交流機会の充実 (活動の場づくり・交流促進) |
| | 2 健康づくり・介護予防を通じた交流の推進 |
| 基本目標 2 助け合い支え合って暮らせるまち | 1 日常の見守りと防犯活動の推進 |
| | 2 災害などの緊急時の助け合い |
| 基本目標 3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち | 1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上 |
| | 2 地域福祉の担い手の育成 |
| 基本目標 4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち | 1 情報発信と相談支援の充実 |
| | 2 福祉サービスを提供する仕組みの充実 |

第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標 1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち

●現状と課題

近所付き合いの現状をみると、「あいさつ程度がほとんど」が最も多い状況ですが、特に20代・30代では「あいさつ程度がほとんど」が半数以上で、年代が上がるにつれて付き合いが活発になる傾向がうかがえます。今後の意向としては、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が過半数を占めています。しかし、年代別では違いがみられ、20代や30代の若い世代については近所との付き合い方の意向は上の年代よりも若干消極的なようです。

地域の人のつながりを深める重要な機会としては、地区を問わず、「区・町内会・自治会の活動」、「お祭りなどの地区の行事」、「公園などの清掃活動」が多く挙げられています。しかし、実態としては、行政区への未加入者が増加している、組織の役を務めない、加入者が高齢化しているといった問題もあるようです。地域の交流を促進する上では、「区・町内会・自治会の活動」、「お祭りなどの地区の行事」などの活動への参加を促進していくことが有効と考えられます。

また、参加を希望するボランティアの活動内容としては、20～40代では「子育て支援に関する活動」、50代以上では「健康づくりに関する活動」が上位を占めており、これらの活動が地域のつながりを生む重要な交流機会となることにも留意する必要があります。特に、健康づくり（介護予防）活動、高齢者同士の支援活動、地域包括ケアシステムを推進していく観点からも、地域福祉の仕組みづくりの重要な鍵を担うと考えられます。

●施策の方向性

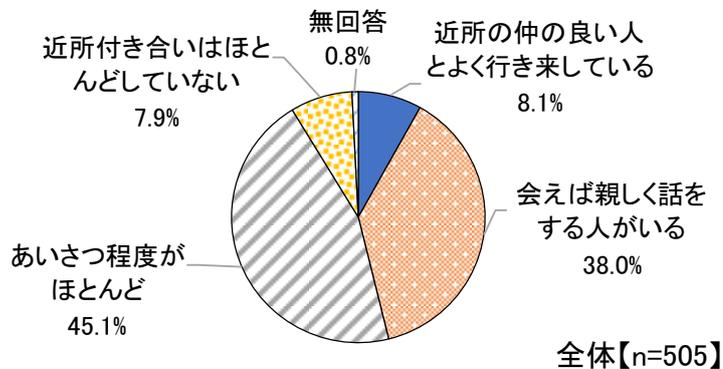
すべての住民が、自ら住む地域への関心や愛着を高め、地域とのつながりを保ちながら、福祉への関心と理解を深めていけるような機会の提供を図るとともに、地域活動の受け皿となる地域の組織・団体の育成と活動支援を推進します。

さらに、地域において、子どもから高齢者までのすべての町民が世代を越えて交流でき、いきいきと活動できるような場づくりを推進します。

▶近所付き合いの状況

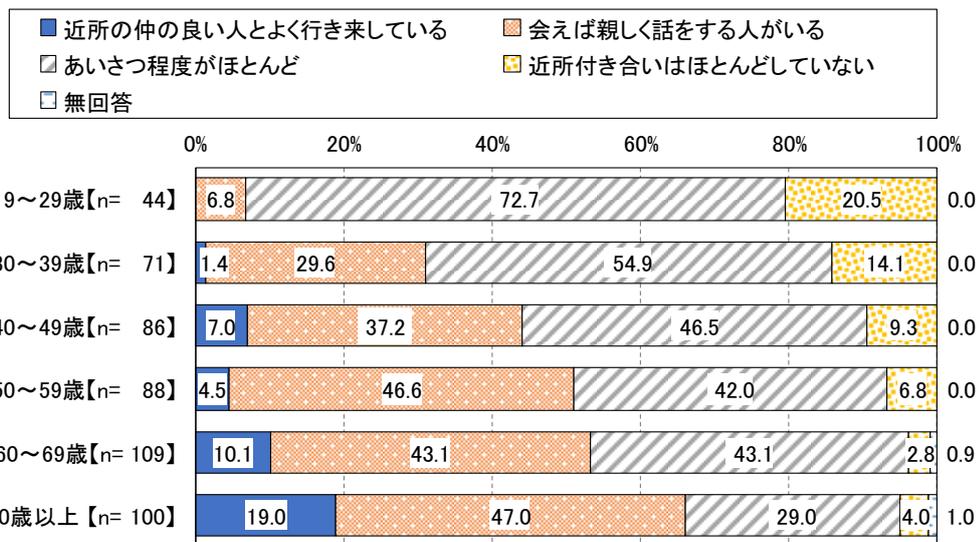
～近所付き合いは、「あいさつ程度がほとんど」が4割で最も多い状況～

Q あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(1つだけに○)



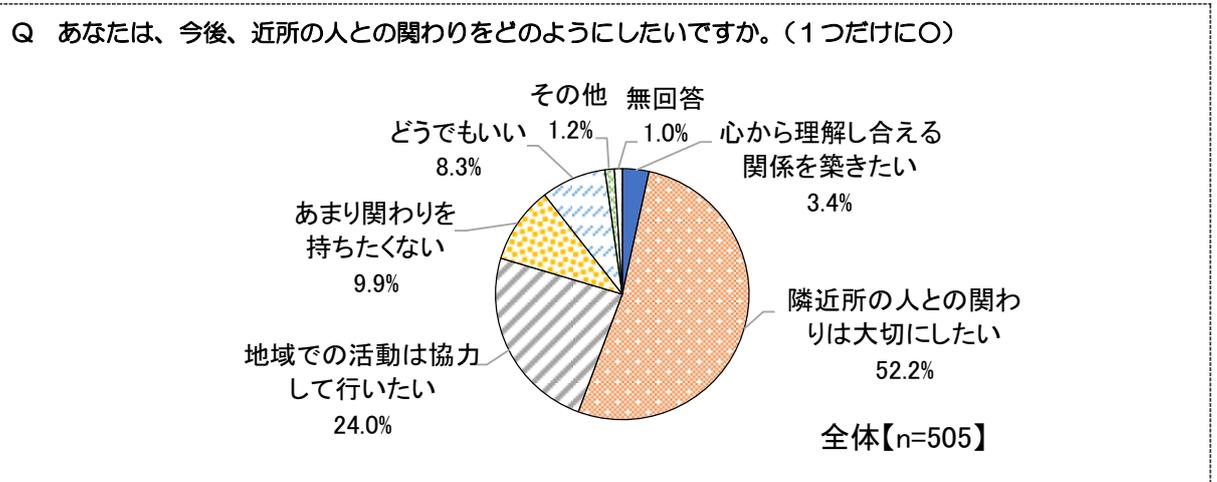
～年代別にみると、20代・30代では「あいさつ程度がほとんど」が約半数で、年代が上がるにつれて付き合いが活発になる傾向が特徴的～

<年代別>

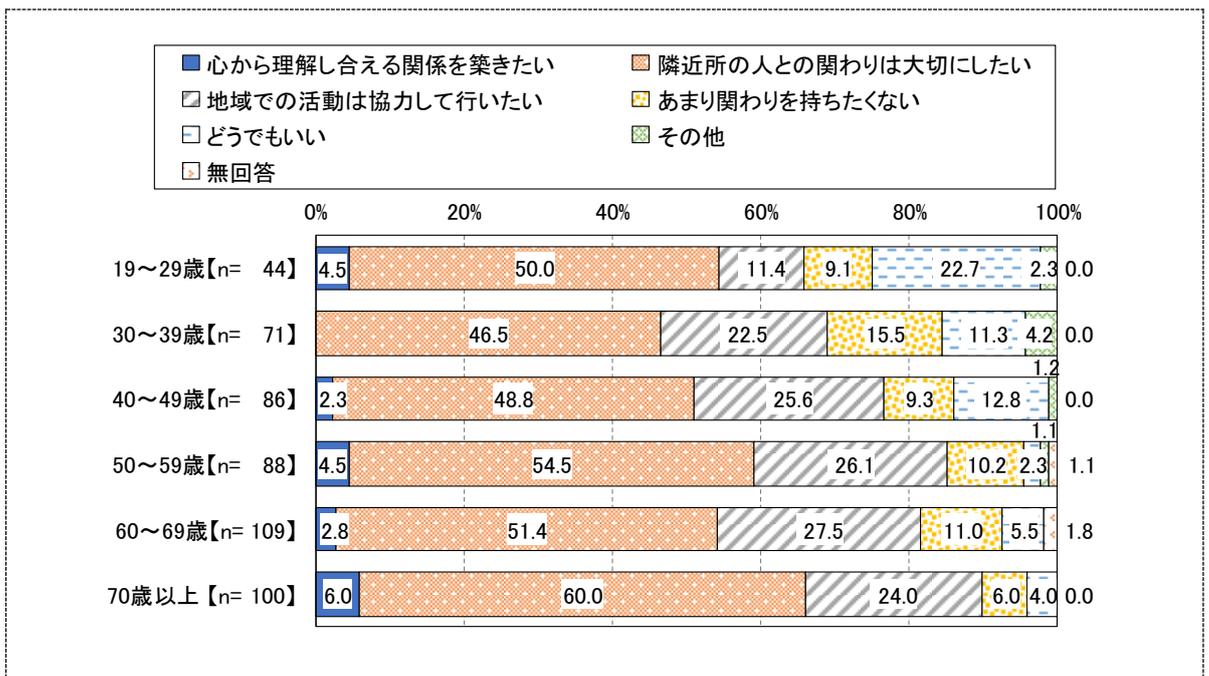


▶近所付き合いの今後の意向

～今後の意向としては、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が過半数～



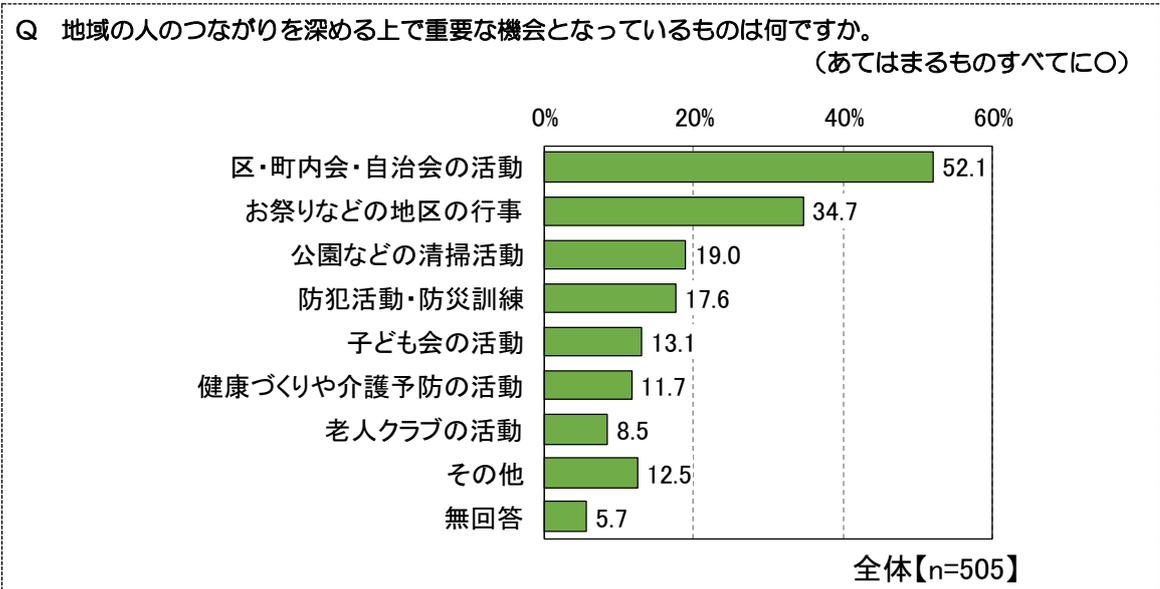
～20代・30代の若い世代では、近所との付き合い方の意向は上の年代よりもやや消極的～



▶地域の人のつながりを深める機会

～地域の人のつながりを深める重要な機会は、

「区・町内会・自治会の活動」、「お祭りなどの地区の行事」、「公園などの清掃活動」～



▶今後参加したいボランティア活動

～年代別にみると、20～40代では「子育て支援に関する活動」、

50代以上では「健康づくりに関する活動」が上位～

| | 健康づくりに 関する活動 | 自然・環境 保護に関する 活動 | 地域交流・ま ちづくりに関 する活動 | 文化・スポー ツに関する 活動 | 子育て支援 に関する活動 | 災害援助・ 復興支援に 関する活動 | 高齢者支援 に関する活動 | 防災・防犯・ 交通安全に 関する活動 | 参加するも ちはない |
|---------------|-----------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|-------------------------|-----------------|--------------------------|---------------|
| 19～29歳【n=44】 | 13.6% | 27.3% | 20.5% | 29.5% | 27.3% | 20.5% | 9.1% | 9.1% | 27.3% |
| 30～39歳【n=71】 | 16.9% | 14.1% | 18.3% | 14.1% | 25.4% | 15.5% | 7.0% | 12.7% | 31.0% |
| 40～49歳【n=86】 | 11.6% | 11.6% | 11.6% | 16.3% | 17.4% | 16.3% | 12.8% | 10.5% | 24.4% |
| 50～59歳【n=88】 | 23.9% | 19.3% | 18.2% | 15.9% | 19.3% | 17.0% | 19.3% | 13.6% | 17.0% |
| 60～69歳【n=109】 | 23.9% | 21.1% | 17.4% | 15.6% | 5.5% | 11.9% | 11.9% | 11.0% | 22.0% |
| 70歳以上【n=100】 | 24.0% | 17.0% | 22.0% | 20.0% | 5.0% | 8.0% | 17.0% | 12.0% | 18.0% |

取組方針 1 地域における交流機会の充実（活動の場づくり・交流促進）

地域福祉を推進するためには、身近な地域において多くの人と交流することが大切であることから、地域においてコミュニケーションが図られ、子ども、高齢者、障害のある人がいきいきと活動できるような場を作っていくことが求められます。

地域における多世代交流や子育て家庭、高齢者、障がいのある人などの支援活動を促進し、地域社会における新たなふれあいやつながりの創出を目指します。

町民や地域みなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|---|--|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○「おはよう」、「おかえり」など、あいさつを積極的に行います ○区・町内会・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加します ○お祭りなどの地区行事に参加します ○子ども会やサロン活動などに参加します ○自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます ○若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮します |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中であいさつ・声かけを励行します ○区・町内会・自治会や地域の活動に協力します ○積極的に声掛けをして、イベントなどへの参加を促します ○転入者や未加入者に対する区・町内会・自治会への加入を啓発します ○お祭りなどの地区行事の開催に協力します ○地域にある公共施設を交流の場として有効に活用します ○子ども会やサロン活動をもっと活発にして、情報交換の場にします |

行政が取り組むこと【公助】

- コミュニティの基礎的な単位である行政区への町民の加入を促進し、行政区活動を通じたコミュニティの充実を図ります。
- 各種行事やイベントの開催を通じて、地域のつながりと愛着の形成を促します。
- 町民の公共施設の利用を促進し、交流の場として有効活用を図ります。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------------|---|----------|
| 区・町内会・自治会の運営支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・区・町内会・自治会との連携 ・地区の要望等の調整 | 総務課 |
| 公益的活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民協働事業への補助 | 企画課 |
| イベント等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の各種イベントの充実 ●利根町シティプロモーションセミナー | 企画課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町の各種イベントの充実 ●ゆかた de 撮影会 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントの充実 ●とね元気塾ワークショップ ●利根の桜の花みこし | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町の各種イベントの充実 | 生涯学習課 |
| 施設の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・町文化センター ・町生涯学習センター ・布川地区コミュニティセンター | 生涯学習課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町保健福祉センター | 保健福祉センター |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利根町民すこやか交流センター | 社会福祉協議会 |
| 生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・町生涯学習センター・文化センターにおける各種講座の開催 | 生涯学習課 |
| 高齢者の社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民交流通いの場事業 | 福祉課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン ・一人暮らし高齢者の交流会・つどい ・金婚式祝事業（金婚祝賀会） | 社会福祉協議会 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者活動支援 | |
| 障がい者の活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者日帰り旅行（青空のつどい） ・障がい者ミニ運動会（ふれあい事業） | 社会福祉協議会 |
| 多様な交流の場づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と子どもの世代間交流の機会提供 ・一人親家庭交流事業 ・ホッ・とね広場（ひきこもりサロン） | 社会福祉協議会 |

取組方針 2 健康づくり・介護予防を通じた交流の推進

医療機関や教育機関、地域との連携により、健康づくり、介護予防事業などの健康の保持・増進の取り組みを通じた地域交流を推進します。

町民や地域のみなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|--|---|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談します ○定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めます ○ストレッチやウォーキングなどで、積極的に体を動かします ○健康教室や介護予防教室などに積極的に参加します ○かかりつけ医を持ちます ○シルバーリハビリ体操、フリフリグッパ体操に取り組みます |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ふだんから健康や医療に関する情報交換を積極的に行います ○まわりの人を誘って運動・スポーツや健康づくり活動などに参加します ○地域において介護予防のための体操教室の開催・運営を行います ○介護予防教室や運動などの参加を促します |

行政が取り組むこと【公助】

- 年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりに対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。
- 各種健診・検診を実施するとともに、受診率向上に向けた受診勧奨を行います。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 | |
|---------------|--|------------------------------------|-------------------|
| 関連情報の発信 | ・健康づくりや関連サービスなどの情報提供 | 保健福祉センター 福祉課 | |
| 介護予防事業 | ・介護予防教室（運動機能向上、認知機能向上、 口腔機能改善、低栄養改善） ・相談（口腔、もの忘れ） ・講座（もの忘れ予防） ・障がい者の機能回復訓練 ・認知症予防 | 保健福祉センター 福祉課 | |
| 成人保健事業 | ・特定健康診査 ・各種がん検診 ・健康相談、電話相談 ・訪問指導 | ・健康診査 ・特定保健指導 ・健康教育 ・口腔相談 | 保険年金課 保健福祉センター |
| 母子保健事業 | ・妊産婦健康診査及び相談 ・乳幼児健康診査及び相談 ・新生児及び乳児の訪問 ・親子発達相談 ・発達支援教室 ・就学前の療育指導 | 保健福祉センター | |
| 予防接種 | ・各種予防接種の実施と利用促進 | 保健福祉センター | |
| 地域介護予防活動組織の支援 | ・利根町リハビリ体操指導士の会 ・利根フリフリクラブ | 保健福祉センター 社会福祉協議会 | |

～利根町の活動紹介～ こんなことに取り組んでいます！！

「シルバーリハビリ体操」と「フリフリグッパ体操」

介護予防を担う地区組織として「利根町リハビリ体操指導士の会」及び「利根町フリフリクラブ」が地域で活躍しています。

●シルバーリハビリ体操

茨城県立健康プラザ管理者の大田仁史先生が考案した体操で、関節の運動範囲を維持拡大するとともに、筋肉を伸ばしたり、筋力をつけることを主眼とする体操です。立つ、座る、歩く等の日常生活を営むために欠かせない基本的な動作を維持することに役立ちます。

平成16年に茨城県のシルバーリハビリ体操指導士養成のモデル地区として指定されて以来、毎年実施する養成講習会で指導士が誕生しています。指導士により、公共施設や地域の集会所等でシルバーリハビリ体操教室を実施しています。

●フリフリグッパ体操(認知症予防体操)

筑波大学の征矢英昭先生が開発した運動で、脳の活性化や脂肪の燃焼、骨密度の低下抑制、転倒予防など多くの効果が期待できます。

平成14年に、国の認知症予防対策事業に選定され、筑波大学の指導のもとで、栄養・運動・睡眠の講座が行われ、運動講座の一環としてフリフリグッパ体操を中心とした運動集会を始めました。この運動集会の運営支援としてフリフリクラブボランティアが活動しており、活動がスタートしてから現在まで、町内3か所の会場で、月2回ずつ、地区運動集会でフリフリグッパ体操を行っています。また、ボランティアと参加者は、おそろいのTシャツを着て、軽やかに、楽しく体操をしています。

住民交流通いの場

地域の住民主体により運営される通いの場において、茶話、体操、レクリエーション及び認知症予防等の介護予防活動を行います。高齢者が身近なところで気軽に通える場を地域に創出することにより、高齢者の社会的な孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域での助け合い体制の構築を図ります。



基本目標2 助け合い支え合って暮らせるまち

●現状と課題

本町では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための要配慮者の名簿を作成し、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。

今後は、要配慮者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

災害時の避難や対応について不安に思うことを尋ねたところ、「避難所の居住環境が不安」と「情報を得られるか」が特に多く挙げられています。

自主防災組織に『入っている割合』、防災訓練に『参加している割合』はいずれも1割にとどまっており、向上を図ることが必要です。

●施策の方向性

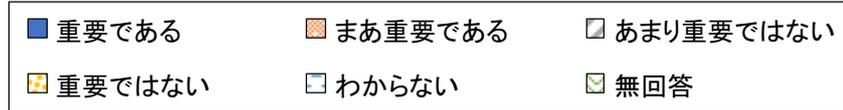
日常的な見守り活動や災害等の緊急時の手助けなどの重要度の高い取り組みを中心に、協力しやすいところから住民の自助・共助を引き出すとともに、住民と行政の協働の仕組みづくりを推進します。

▶地域住民が行う支援として重要なこと

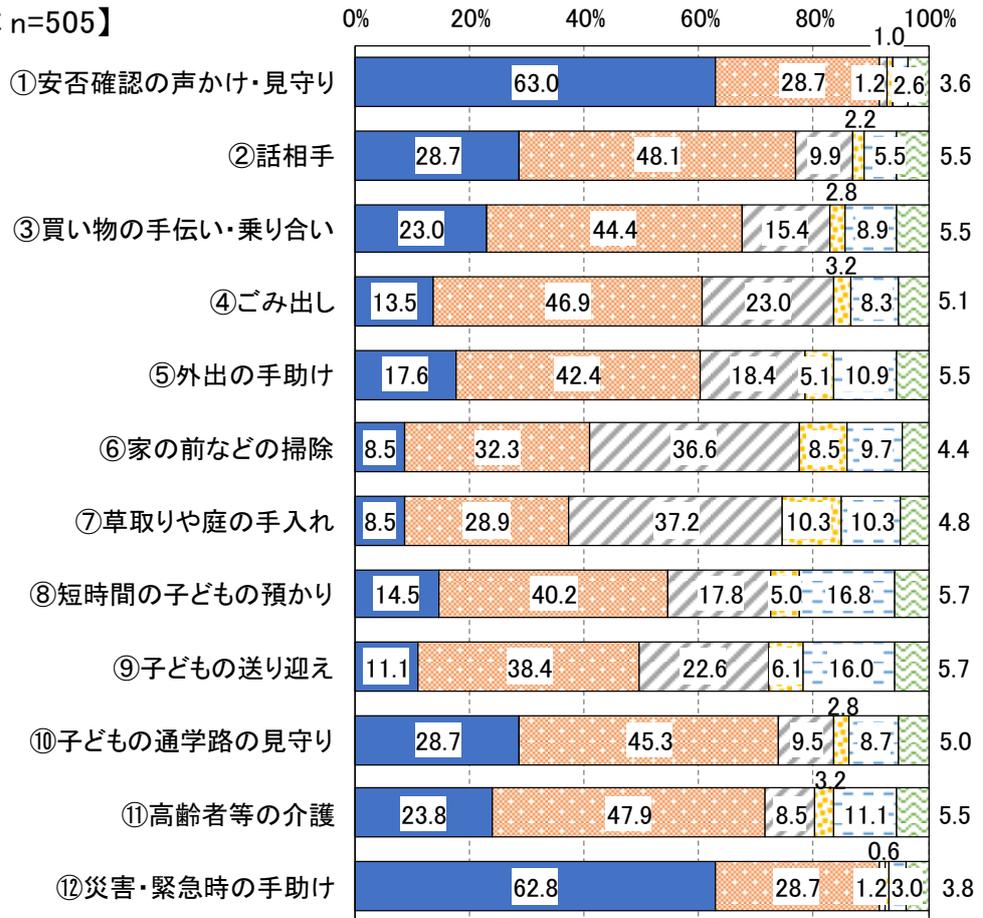
～「①安否確認の声かけ・見守り」、「⑫災害・緊急時の手助け」が特に高く、

いずれも9割以上が重要であると回答している～

Q 地域の住民が、高齢者、障がいのある人、子育て家庭などを支援していく場合、あなたはどのような支援が重要であると思いますか。(それぞれ1つだけ○)



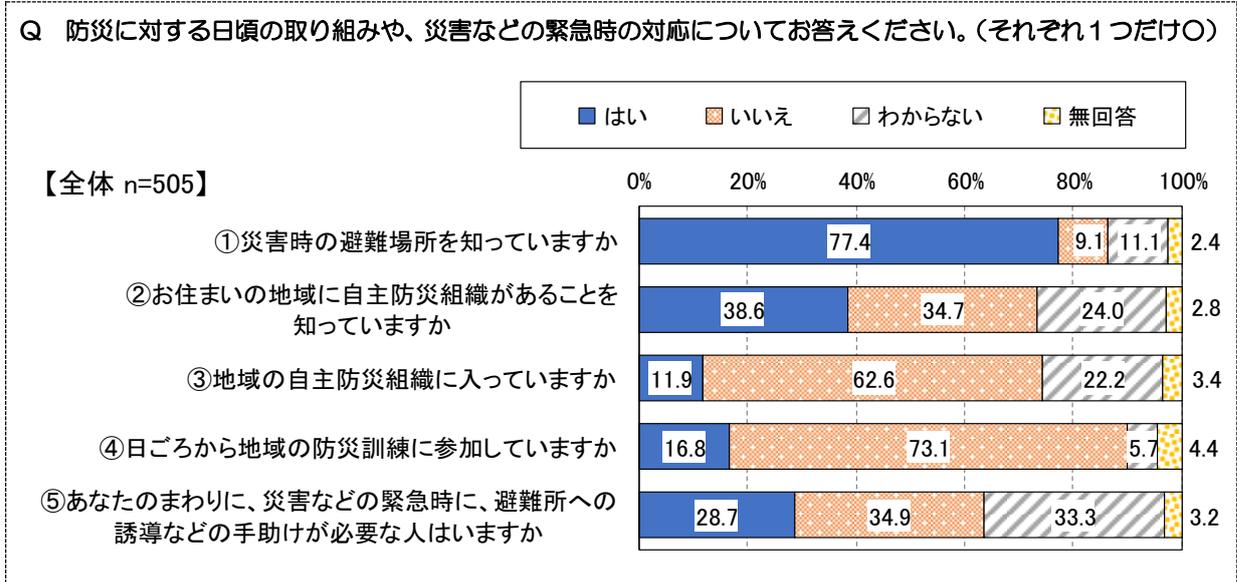
【全体 n=505】



▶防災や災害時対応の取り組み

～③自主防災組織に『入っている割合』、④防災訓練に『参加している割合』は、

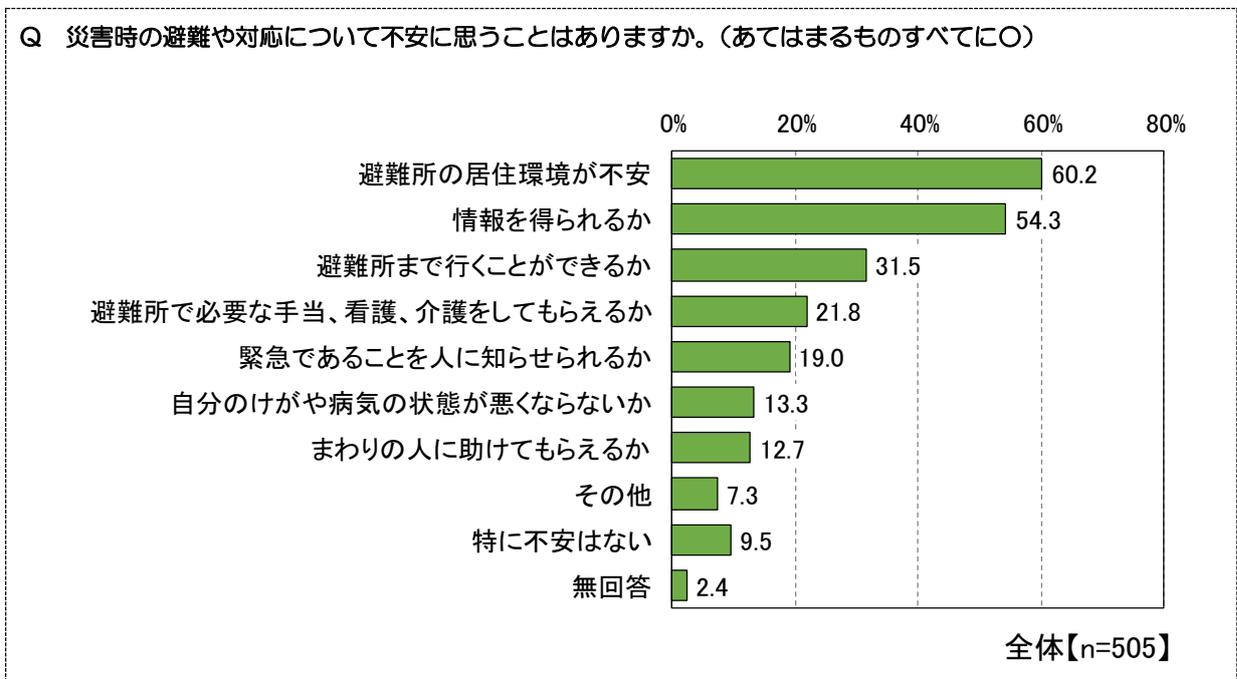
いずれも1割と改善の余地あり～



▶防災や災害時対応の取り組み

～災害時の避難や対応について不安に思うことは、

「避難所の居住環境が不安」と「情報を得られるか」～



取組方針 1 日常の見守りと防犯活動の推進

地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、単身世帯の急病などの異常を察知したり、犯罪や事故を未然に防げるよう、見守りやパトロールをふだんから行う地域ぐるみの見守り・防犯体制づくりが大切です。

町民や地域みなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|---|---|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○近所の人や離れて生活している家族などと定期的に連絡をとります ○お金を振り込む際は二重電話詐欺などに注意し、再度確認します ○自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちます ○ひとり暮らし高齢者等に気をかけ、異常等があった場合には適宜連絡します ○日頃から防犯意識を高めます ○「こども110番の家」の登録に協力します |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○消費者被害などに遭わないよう、地域で情報を共有します ○近所での声かけや見守りを行い、異常等があった場合には適宜連絡します ○地域の安全パトロールなどの防犯対策に協力します ○子どもの登下校の見守り活動を行います |

行政が取り組むこと【公助】

- 地域における防犯対策や交通安全対策を推進するとともに、住民意識の向上に向けた注意喚起及び啓発活動を推進します。
- 民生委員・児童委員、ボランティアや民間事業者等の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの、見守りと安否確認活動を推進します。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|---------------|--|--------------|
| 関係団体の活動支援 | ・区・町内会・自治会 | 総務課 |
| | ・老人クラブ | 福祉課 |
| | ・各種ボランティア団体 | 社会福祉協議会 |
| 防犯・交通安全事業 | ・防犯対策事業 ・交通安全推進事業 | 総務課 |
| | ・登下校の見守りや防犯パトロール活動の支援 | 総務課 学校教育課 |
| 見守り・安否確認活動の推進 | ・ひとり暮らし老人「愛の定期便」 ・民間事業者との「見守り協定」の締結 ・民生委員・児童委員の見守り活動支援 | 福祉課 |
| | ・見守り活動の推進 ・一人暮らし高齢者配食サービス | 社会福祉協議会 |

取組方針 2 災害などの緊急時の助け合い

地域防災計画に基づき、防災訓練をはじめ、自主防災組織の育成や活動支援など総合的な防災対策を推進する必要があります。さらに、災害時における避難行動要支援者の把握に努めるとともに、関係機関と情報の共有を図るなど、支援体制を整えることが大切です。

また、災害時のみならず、急病などの緊急時の支援体制を確保する必要もあります。

町民や地域みなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|---|--|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認します ○防災グッズや食料・飲料水を準備します ○防災訓練に参加します ○支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めます ○災害ボランティアに登録します ○助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えておきます |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練などに参加して災害時に備えます ○地域の自主防災組織の体制づくりに積極的に参加します ○個人情報に配慮しながら、地域の要配慮者の把握と情報の共有に努めます ○地域の要配慮者に対する援助にはできる限り協力します ○避難訓練を定期的実施します |

行政が取り組むこと【公助】

- 地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。
- 地域住民、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などについて、急病などの緊急時の連絡・通報体制の整備を図ります。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-----------------|--|------------------------|
| 地域防災体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策事業の推進 ・ 自主防災組織の育成強化 ・ 自主防災組織活性化補助 ・ 利根町防災士連絡会との連携 | 総務課 |
| 災害ボランティアのマネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアの登録 ・ 災害時におけるボランティアセンターの運営 | 社会福祉協議会 |
| 緊急時の情報伝達方法の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援緊急通報システムの配備 ・ 救急医療情報キット（命のバトン）の配布 | 福祉課 |
| 福祉避難所等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の指定による要配慮者の受入れ体制の整備 ・ 福祉施設等との協定による要配慮者の受け入れ施設の確保 | 総務課 保健福祉センター 福祉課 |
| 避難行動要支援者の支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者台帳の整備 ・ 避難行動要支援者システムの整備 ・ 民生委員・児童委員との連携及び情報共有 ・ 区・町内会・自治会との連携及び情報共有 | 福祉課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の把握と情報共有の推進 | 社会福祉協議会 |

～利根町の活動紹介～ こんなことに取り組んでいます！！

一人暮らし高齢者配食サービス

一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るため、月2回、調理ボランティアがお弁当を作り、配達ボランティアによって、ご自宅まで届けています。



避難行動要支援者登録制度

一人暮らしの高齢者や重度の障がい者など、日常生活のなかで手助けを必要とする人に対して、災害時などに地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

●対象者（要支援者）

日常的に周囲の支援を必要とする人、災害が起きた時に自分ひとりで移動することや情報を得ることが難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる人です。

- ▶65歳以上のひとり暮らし高齢者の方（登録を希望する方）
- ▶介護保険の認定を受けている方（要介護3・4・5の認定を受けた方）
- ▶身体障害者手帳を持っている方（総合等級が1級・2級の方）
- ▶療育手帳を持っている方
- ▶精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ▶その他、災害時に支援を必要とする方



基本目標3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち

●現状と課題

地域に愛着があると回答した割合は、30代・40代では約6割、60代以上では約7割と、高齢世代のほうが愛着は深い状況がうかがえます。地域への愛着がないと、行政や他人任せになるとは必ずしも言い切れませんが、地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに積極的かつ前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

自由意志に基づくボランティア活動の参加状況については、年代による差はそれほどみられません。活動場所には違いがみられ、20代・30代は町外で活動する割合が高く、40代以上、とりわけ60代以上が町内で活動する人がほとんどとなっています。現実的に、町内のボランティアとしては、60代以上は担い手として期待できると言えますが、逆に20代、30代を町内の活動に巻き込んでいくことが課題と言えます。

地域活動への参加割合は全体の5割を占めていますが、活動内容としては、「自治会活動」（6割以上）、「清掃・美化活動」（4割程度）、「地域行事への参加」（3割）が中心となっています。

今後は、下位にとどまっている防災活動や福祉活動などについても、広く住民の参加意識の向上を促進していく必要があり、活動の活発化のためには情報提供や啓発などが重要と考えられます。

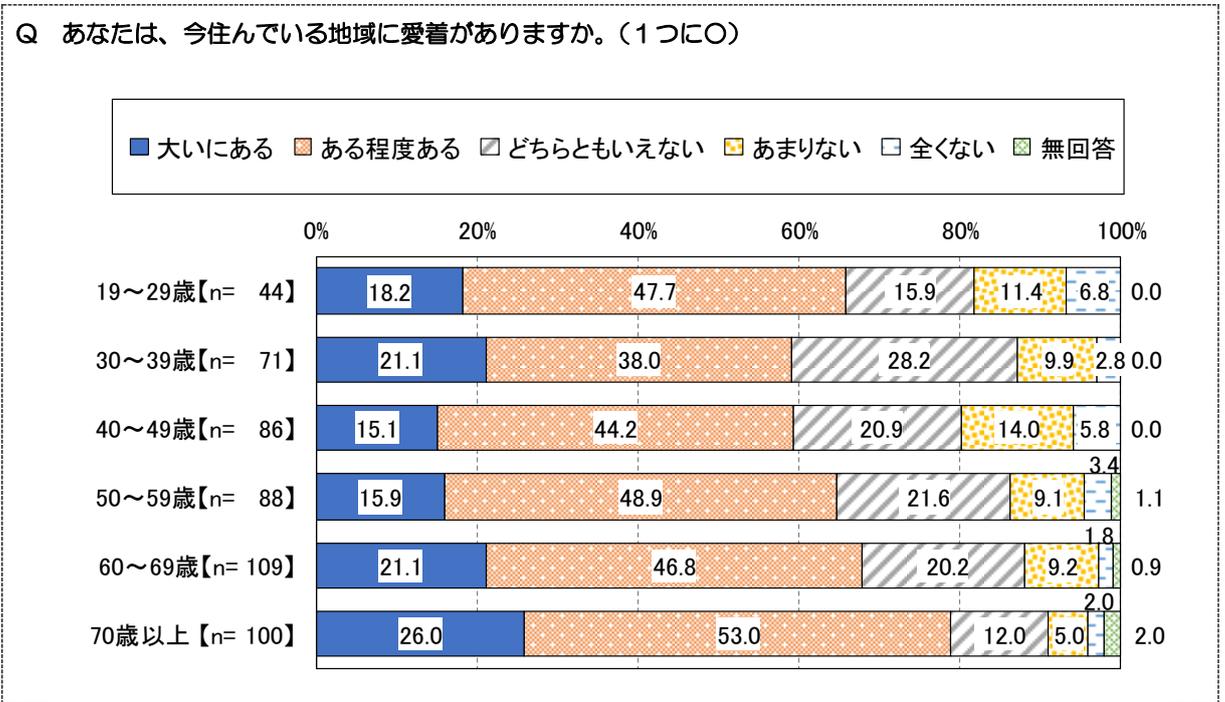
●施策の方向性

すべての住民が、自ら住む地域への関心や愛着を高め、地域とのつながりを保ちながら、福祉への関心と理解を深めていけるような機会の提供を図るとともに、地域活動の受け皿となる地域の組織・団体の育成と活動支援を推進します。

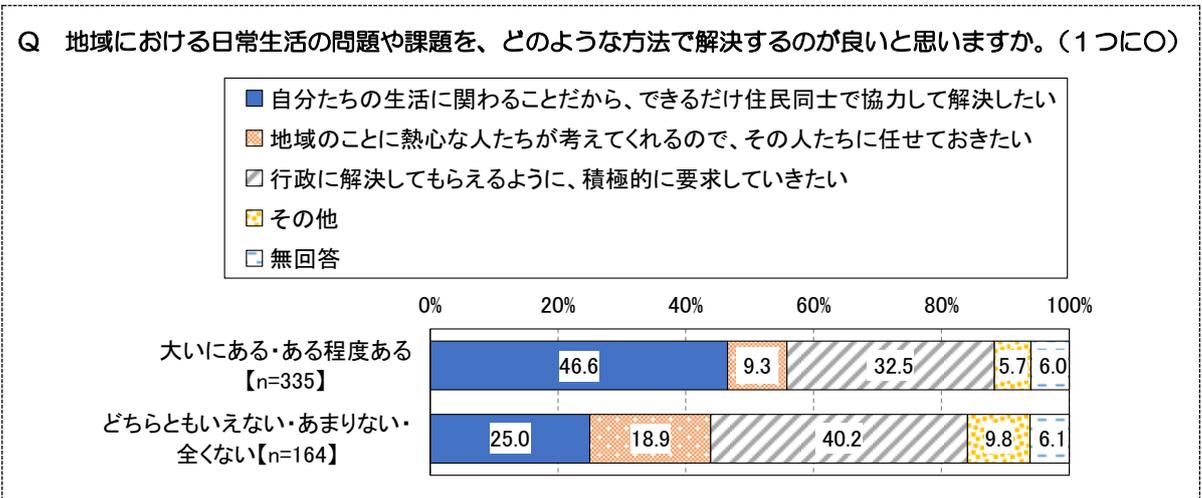
▶地域への愛着

～地域に愛着があると回答した割合は、

30代・40代では約6割、60代以上では約7割と、高齢世代のほうが愛着は深い～

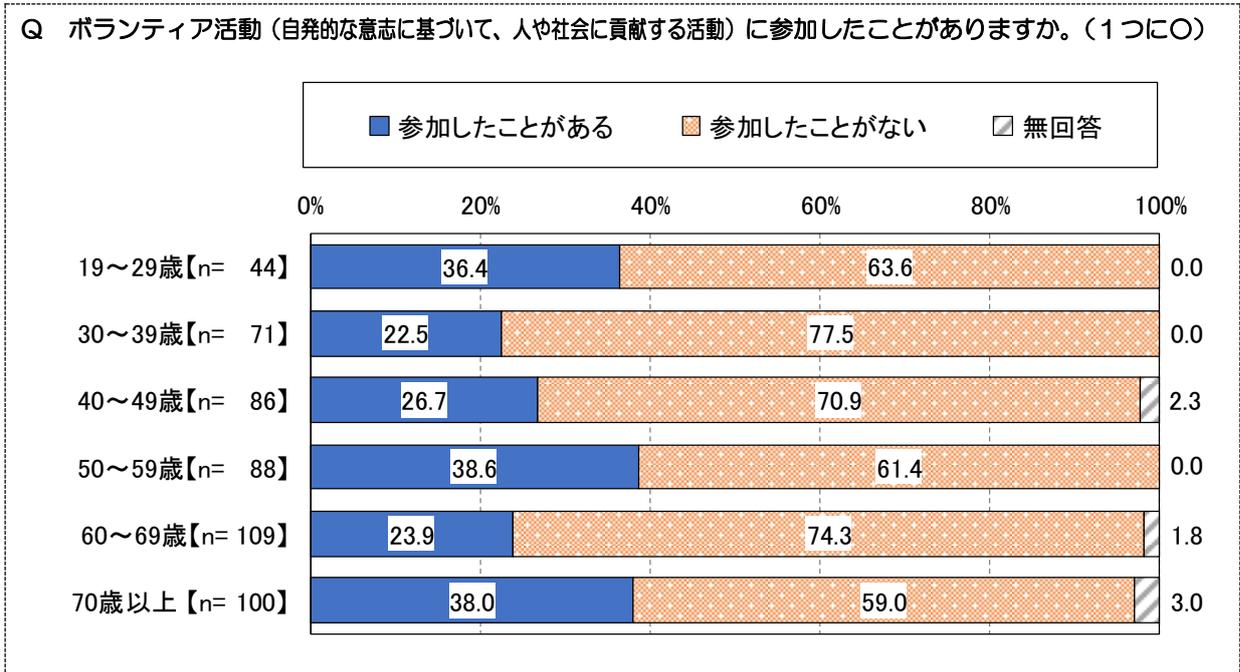


～地域に愛着がある人のほうが、生活課題の解決や周りの人の手助けに対して前向き～



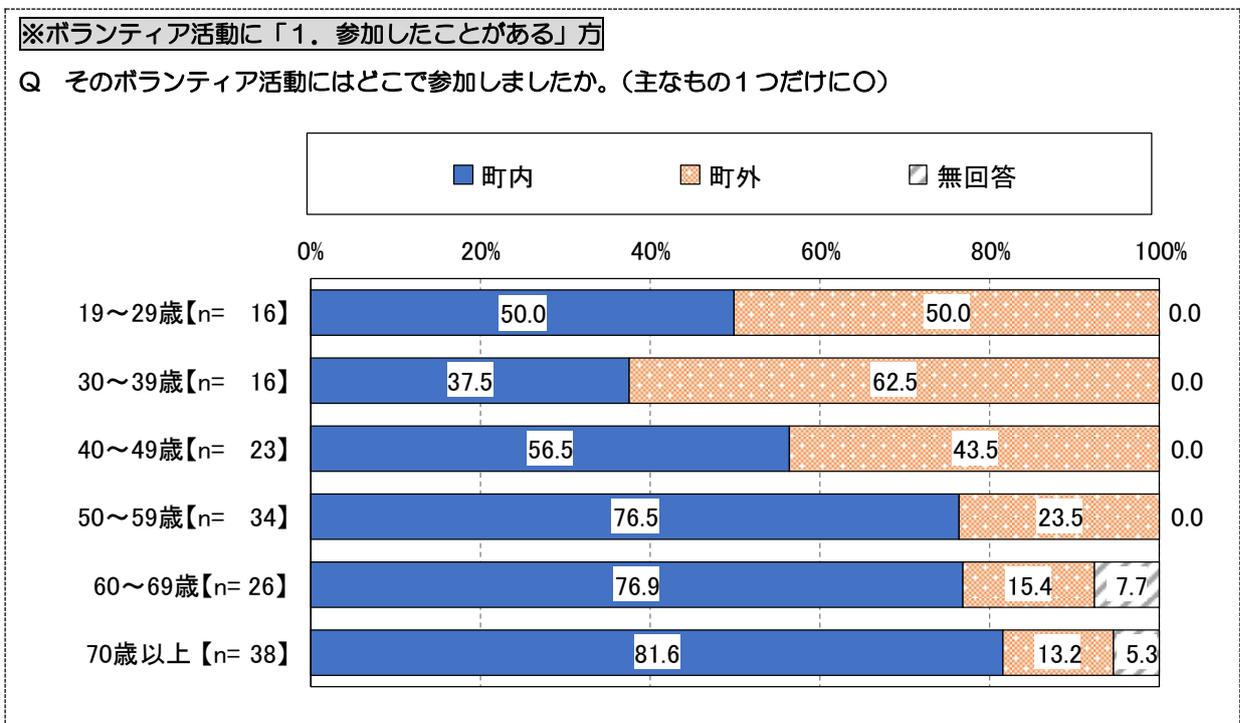
▶ボランティア活動の状況

～ボランティアの参加経験がある割合は、年代による差はそれほどみられない～



～20代、30代は町外で活動する割合が高く、

40代以上、とりわけ60代以上は町内で活動する人がほとんど～



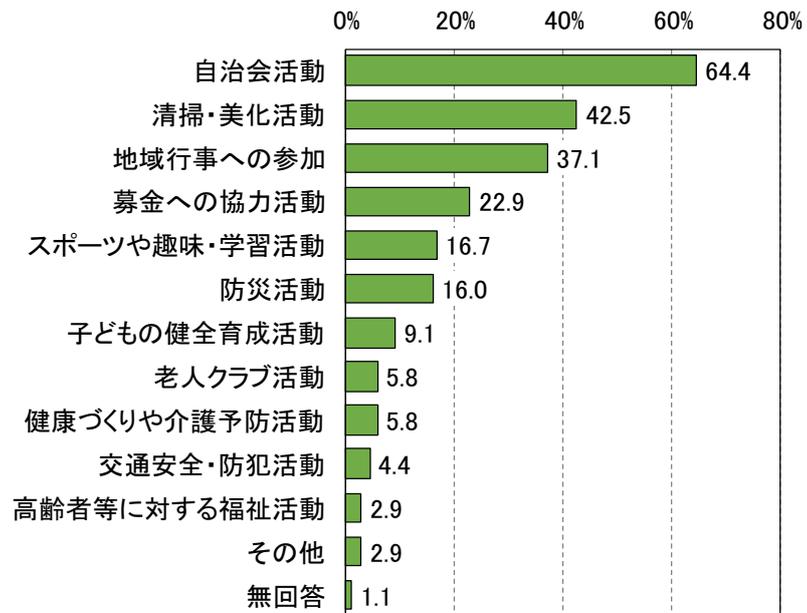
▶参加している地域活動の内容

～参加している地域活動内容としては、

「自治会活動」、「清掃・美化活動」、「地域行事への参加」が中心～

※ボランティア活動に「1. 参加したことがある」方

Q そのボランティア活動にはどこで参加しましたか。(あてはまるものすべてに○)



全体【n=275】

取組方針 1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上

すべての住民が、自分が住んでいる地域への関心を高めて愛着を育みながら、福祉への理解も深めていくことが求められます。

地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要です。近所とのあいさつや声かけを積極的に行い、行政区の活動や子ども会などの活動を通じて、身近な地域において多くの人とのつながりを持つことが大切です。

地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、学校教育や生涯学習において福祉教育などを推進し、福祉意識を育てる環境づくりを進めていくことが重要です。

町民や地域のみなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取組み |
|---|--|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○自分が住む地域の状況に関心を持ちます ○日頃からのあいさつを心がけます ○地域の文化や歴史、産業などに関心を持ちます ○自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます ○生活マナー（ごみ出し、ペットの糞、騒音等）の向上に努めます ○福祉に対する理解を深めます ○福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加します |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中であいさつ・声かけを励行します ○生活マナーの向上を呼びかけます ○行政区や地域の活動に協力します ○転入者や未加入者に対する行政区への加入を啓発します ○自分の子や孫、地域の子どもなどに町の文化や歴史、産業などのことを伝えます |

行政が取り組むこと【公助】

- 各小中学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、福祉講演会の開催などを通じて、町民の福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。
- 歴史や芸術・文化、農業などの町の特性にふれる機会の拡充を通じ、郷土への理解と愛着の形成を図ります。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-----------|---|-------------------------|
| 福祉教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における福祉教育 ・福祉施設における体験学習 ・ボランティア協力校（町内すべての小中学校）の指定と連携・協働 ・人権問題講演会 | 学校教育課 福祉課 社会福祉協議会 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・キッズリハビリ教室 | 保健福祉センター |
| 町の歴史・社会教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化に関する学習機会の提供 | 生涯学習課 学校教育課 |
| イベントの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・利根町クリーン作戦 | 環境対策課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・社協まつり | 福祉課 社会福祉協議会 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・共同募金 | 社会福祉協議会 |

取組方針 2 地域福祉の担い手の育成

情報提供やボランティア講座などを通じて、地域福祉を推進する担い手となる人材の育成を図ることが大切です。また、高齢者や障がいのある人自身にも地域活動の担い手となってもらえるよう、ボランティアとして活動できるよう支援を行うことも重要です。

町民や地域のみなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|--|--|
|  町民【自助】 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動（清掃・美化活動、区・町内会・自治会活動など）には積極的に参加します ○ボランティア活動に関心を持ちます ○自分のできる範囲でボランティア活動に参加します |
|  地域【共助】 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への参加を周囲に呼びかけます ○ボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げます ○若い人から高齢者まで誰もが参加しやすいような活動になるよう環境を整えます ○団体間で情報共有を図り、活動の幅を広げたり、新たな活動を展開します ○地域の支え合い活動を活発にしていきます |

～利根町の活動紹介～ こんなことに取り組んでいます！！

在宅福祉サービス（愛称：まごころサービス）

日常生活上援助の必要な高齢者や障がいのある方等に、日常生活の負担軽減のため、助け合いの心を持った地域の人々により行われています。



行政が取り組むこと【公助】

- 研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。
- ボランティアの育成と活動を促進し、地域の支え合いを推進します。社会福祉協議会との情報共有・連携強化に努め、住民からのボランティア活動の問い合わせに際し、情報提供を行います。
- 地域福祉の担い手として期待される各種団体の活動支援を図ります。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------------|---|---------|
| 関連情報の発信 | ・ 広報「とね」 | 総務課 |
| | ・ 町民活動情報サイト「とねっと」 | 生涯学習課 |
| | ・ 民生委員・児童委員、区・町内会・自治会や老人クラブ等を通じた情報提供 | 福祉課 |
| | ・ ボランティア情報の発行 | 社会福祉協議会 |
| ボランティアの養成・活動支援 | ・ リ・スタートOB連絡会支援 ・ ボランティア活動育成事業 ・ ボランティア講座 | 社会福祉協議会 |
| 介護ヘルパー等の養成 | ・ 認知症サポーター養成講座 | 福祉課 |
| | ・ 障がい者（児）支援活動ボランティアの養成 | 社会福祉協議会 |
| 高齢者の活動参加の促進 | ・ 老人クラブ連合会の活動支援 | 福祉課 |
| 若い世代の活動参加の促進 | ・ 青少年ボランティアの育成 | 社会福祉協議会 |

基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち

●現状と課題

地域活動については、今後、幅広い住民の参加が求められるところですが、地域における支え合いを活発化するために重要なこととして、当事者である住民からは「情報提供の充実」が強く求められています。

福祉サービスに関する情報入手経路として「町の広報紙、ホームページ」を6割強、「町役場窓口」を1割が回答していることから、町はふだんから、福祉サービスや地域活動などをはじめ、多様な情報の提供に努めるとともに、情報の内容の一層の充実を図ることが重要です。

暮らしの中での不安や悩みとして、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」をそれぞれ半数以上が回答しています。また、若い世代ほど「収入や生活費などの経済的なこと」、「子どもの教育や将来のこと」が多くなっています。

本町では、役場の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センターや保健福祉センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供される体制の充実に努めています。

年々、複雑・多様化する町民の生活課題を解決するため、住民個々のニーズに合った多様なサービスが提供されるよう、適切なサービスを総合的に提供できる仕組みづくりや環境づくりを推進していくことが求められます。

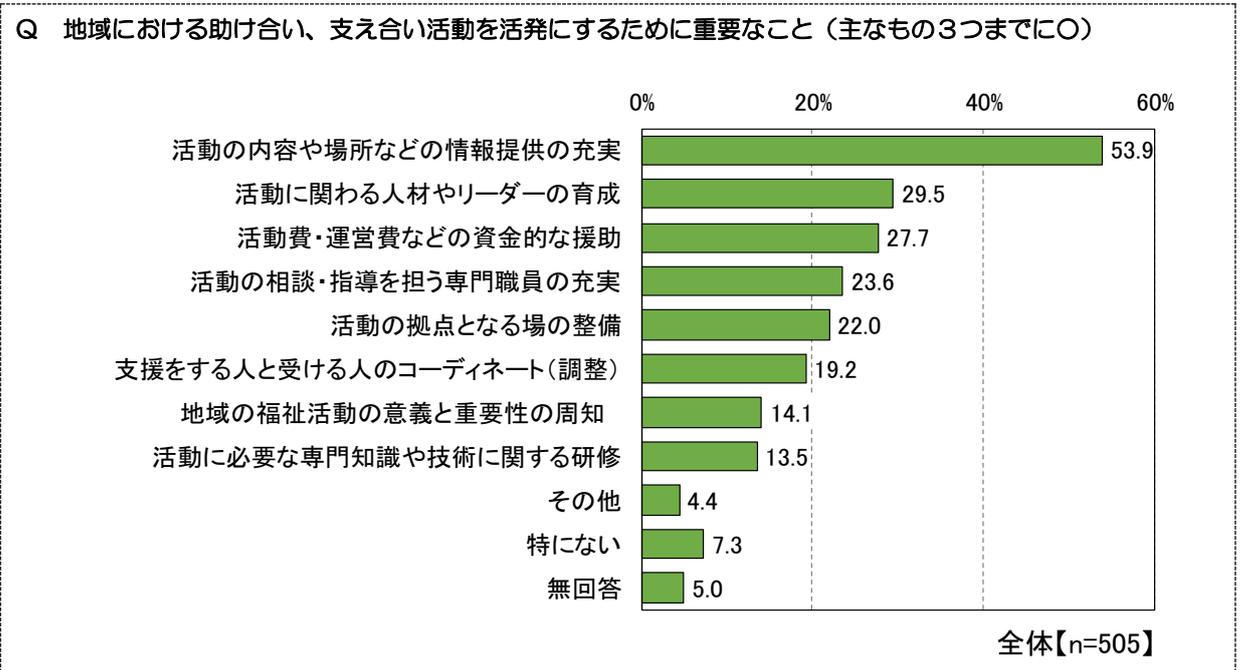
●施策の方向性

情報提供対象や情報媒体・内容などに留意しながら的確な情報提供に努めるとともに、相談者の疑問や不安が軽減される行き届いた相談対応を図ります。

さらに、地域に住む人のことを、自分や家族のことと同じように捉え、世代や障がいの有無などの分野の境界や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、暮らしの中できちんと支え合う地域づくりを推進します。

▶地域における支え合いを活発化するために重要なこと

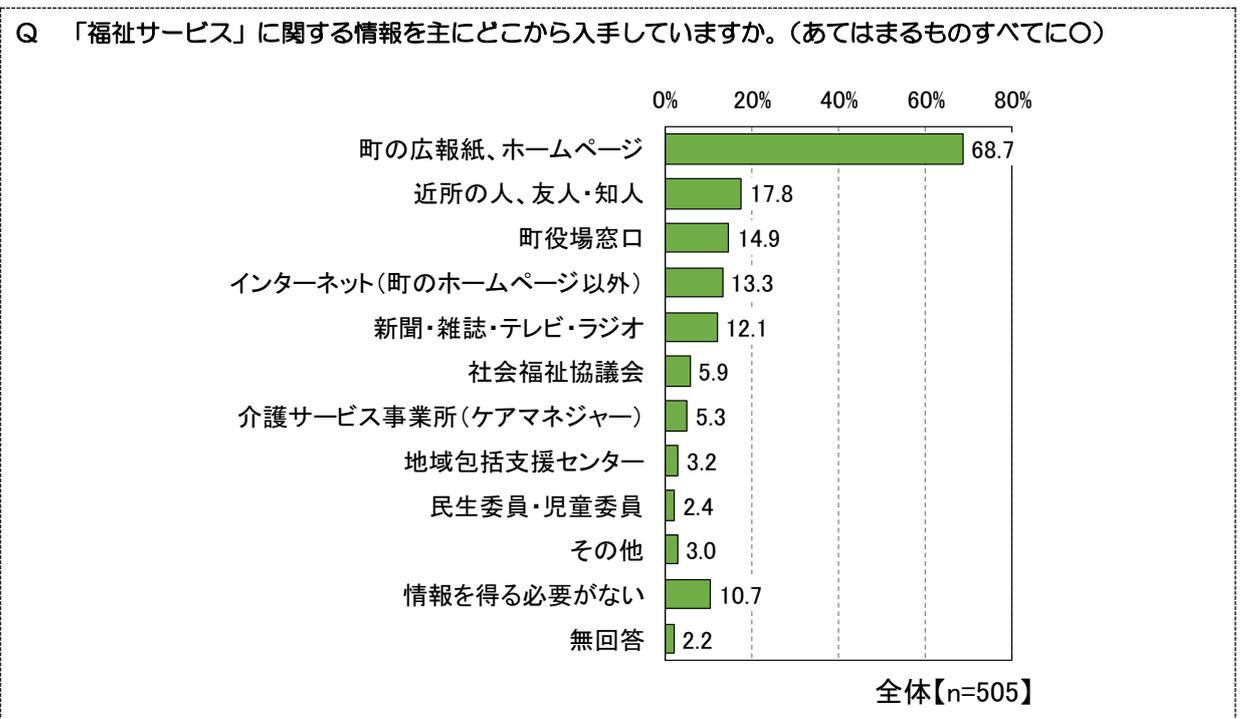
～地域活動の活発化のためには、「情報提供の充実」が強く求められている～



▶情報入手経路

～福祉サービスに関する情報入手経路として「町の広報紙、ホームページ」を6割強

「近所の人、友人・知人」が1割強、「町役場窓口」が1割と回答～



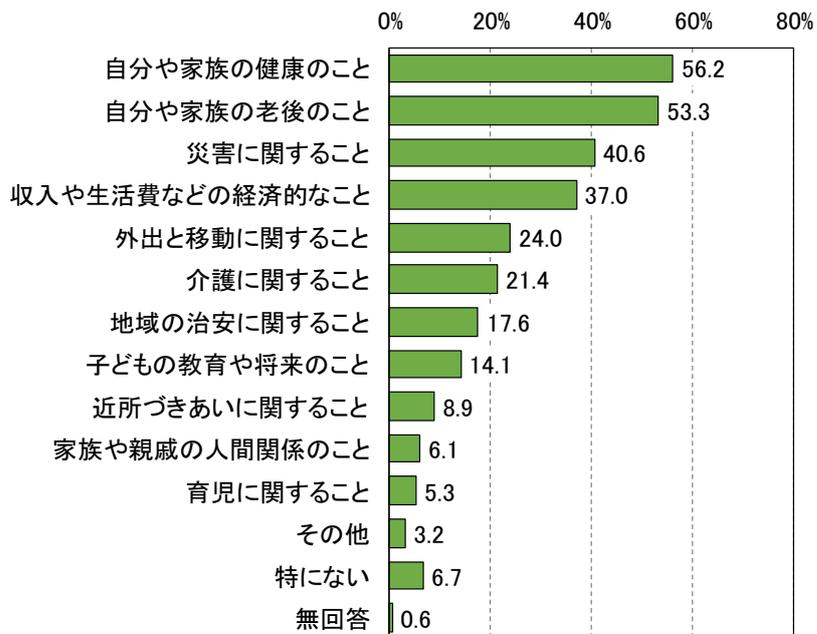
▶暮らしの中での不安や悩み

～暮らしの中での不安や悩みとして、

「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」を半数以上、

「災害に関すること」、「収入や生活費などの経済的なこと」を4割近くが挙げる～

Q 毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安や悩みを感じていますか。(あてはまるものすべてに○)



全体【n=505】

～若い世代ほど「収入や生活費などの経済的なこと」、「子どもの教育や将来のこと」が多い～

| | 自分や家族の健康のこと | 自分や家族の老後のこと | 災害に関すること | 収入や生活費などの経済的なこと | 外出と移動に関すること | 介護に関すること | 地域の治安に関すること | 子どもの教育や将来のこと | 特にない |
|---------------|-------------|-------------|----------|-----------------|-------------|----------|-------------|--------------|-------|
| 19～29歳【n=44】 | 27.3% | 29.5% | 18.2% | 47.7% | 34.1% | 9.1% | 9.1% | 13.6% | 18.2% |
| 30～39歳【n=71】 | 49.3% | 53.5% | 38.0% | 56.3% | 16.9% | 12.7% | 23.9% | 33.8% | 7.0% |
| 40～49歳【n=86】 | 48.8% | 54.7% | 34.9% | 44.2% | 24.4% | 18.6% | 22.1% | 24.4% | 3.5% |
| 50～59歳【n=88】 | 58.0% | 62.5% | 52.3% | 42.0% | 29.5% | 35.2% | 20.5% | 15.9% | 5.7% |
| 60～69歳【n=109】 | 69.7% | 56.9% | 52.3% | 32.1% | 16.5% | 23.9% | 20.2% | 2.8% | 2.8% |
| 70歳以上【n=100】 | 67.0% | 52.0% | 37.0% | 16.0% | 28.0% | 20.0% | 9.0% | 2.0% | 9.0% |

取組方針 1 情報発信と相談支援の充実

すべての住民が必要とする福祉情報を容易に入手できるよう、情報提供媒体や方法の充実を図ることが大切です。

さらに、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者など、それぞれのニーズに応じた対応が図られる相談支援体制の充実と周知が求められます。

町民や地域みなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|---|--|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○回覧板や広報紙などに目を通すようにします ○身近な地域の情報発信（口コミ、インターネットなど）に努めます ○必要な情報を入手し、的確に活用します ○日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきます ○民生委員・児童委員の役割を理解します ○地域の担当民生委員・児童委員の名前を広報紙等で把握します ○町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用します ○困っている人を見つけたら役場に相談します（行政の専門機関につながります） |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○必要とする情報が取得できない・しにくい人がいたら支援します ○地域で孤立気味の人・家庭には話しかけ、情報を伝えたり相談にのります ○必要な支援に結びついていない人がいたら相談機関につながります |

行政が取り組むこと【公助】

- 各種媒体を活用しながら、福祉に関する情報提供の充実に努めるとともに、コミュニケーション支援を図ります。
- 専門的な相談窓口・支援体制の整備を図るとともに、相談内容の多様化・複合化を踏まえ、庁内関係部署との連携により適切な支援を図ります。
- 福祉課が中心となり、全庁の連携体制のもと、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------------|---|----------------|
| 情報発信・広報の方法・媒体等の充実 | ・広報「とね」 ・ホームページ ・情報メール一斉配信サービス ・「行政出前講座」 ・行政アプリ | 総務課 |
| | ・町民活動情報サイト「とねっと」 | 生涯学習課 |
| | ・民生委員・児童委員の役割の周知 ・民生委員・児童委員、区・町内会・自治会や老人クラブなどを通じた福祉情報の提供 | 福祉課 |
| | ・高齢福祉・障がい福祉・とねまち子育て支援ガイドブックなどのパンフレット | 福祉課 子育て支援課 |
| | ・社協だよりの発行 ・声の広報「とね」（視覚障がい者向けサービス） ・サービス一覧の作成 ・地域の集まりを利用した説明会 | 社会福祉協議会 |
| 相談体制の充実 | ・心配ごと相談所 ・ひきこもり相談 ・福祉サービス等の利用相談 ・特定相談支援事業・障害児相談支援事業 | 社会福祉協議会 |
| | ・保健福祉センターにおける相談支援 ・母子保健型子育て世代包括支援センターにおける相談支援 | 保健福祉センター |
| | ・地域包括支援センターにおける相談支援 ・弁護士による無料法律相談 | 福祉課 |
| | ・子育て支援課における相談支援 ・子育て支援センターにおける相談支援 | 子育て支援課 |
| 障がい者の意思疎通支援 | ・コミュニケーション支援事業 ・意思疎通支援事業 | 福祉課 |
| 生活困窮者の支援 | ・生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等のつなぎ機能 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| | ・生活困窮家庭等の子どもの就学支援 | 学校教育課 福祉課 |
| | ・生活福祉資金貸付制度の利用支援 ・小口資金の貸付 ・生活困窮者の相談窓口の設置 ・低所得世帯児童生徒中学入学時援助 | 社会福祉協議会 |

取組方針 2 福祉サービスを提供する仕組みの充実

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇、障がい者の高齢化等に伴い、いわゆる「8050問題（80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）」や「ダブルケア（同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加する等、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

このような問題にも対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していく等、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人など支援の必要な方々に対してサービスを総合的に提供できる仕組みを充実させていく必要があります。

町民や地域みなさんに期待すること

～地域住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～

| 地域福祉推進役 | 取り組み |
|---|--|
|  <p>町民【自助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます ○保健・福祉・医療の各機関の情報に常に関心を持ちます ○高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します ○子どもや高齢者や障がいのある人などの虐待を発見したら通報します ○「福祉バス（福ちゃん号）」や「ふれ愛タクシー」を積極的に利用します ○成年後見制度などの権利擁護について理解を深めます ○日常的に移動交通手段の確保に努めます（移動サービスへの登録） |
|  <p>地域【共助】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境をつくります ○高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します ○必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します |

行政が取り組むこと【公助】

- 全世代・全対象型の包括支援体制の構築を目指して、地域住民の参画と共働を促進することとで、地域共生社会の実現を図ります。
- 関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。
- 地域における交通環境の充実を図るとともに、障がいなどにより日常の外出が困難な方に対する移動支援を図ります。
- 認知症高齢者や障がいのある人の「親なき後」のことを考え、地域包括支援センターや福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

【具体的な取組】

| 項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|---------------|--|----------------------------|
| 地域ケア体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの充実〈高齢者対象〉 ・関係機関による連携体制の充実 ・茨城型地域包括ケアシステム推進事業〈全町民対象〉 ・地域ケアシステム事業 | 福祉課 保健福祉センター 社会福祉協議会 |
| 包括的支援体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービス ・地域子育て支援センターの充実 | 子育て支援課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉・介護サービス ・地域包括支援センターの充実 ・障がい者福祉サービス ・地域活動支援センターへの支援 | 福祉課 |
| 町独自の福祉サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーカー助成事業 ・高齢者等買い物弱者移動販売事業 | 福祉課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児用品（授乳服）支給（妊娠・出産祝い品支給事業） | 子育て支援課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・家事援助サービス（在宅福祉サービス事業） ・保育サービス（在宅福祉サービス事業） ・福祉機器の貸出事業（車椅子、介護用ベッドなど） ・介護用品支給事業（紙オムツ） ・介護者リフレッシュ事業 ・新生児誕生祝 ・一人親家庭小中学校入学卒業祝 ・高齢者買い物支援事業 | 社会福祉協議会 |
| 虐待防止と権利擁護 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・高齢者・障がい者等の虐待防止の啓発 ・成年後見制度（法定・任意）利用の周知 | 福祉課 子育て支援課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 | 社会福祉協議会 |
| 福祉交通機関・移動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふれ愛タクシー | 企画課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉バス（福ちゃん号） | 保健福祉センター |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送 | 福祉課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・送迎サービス（在宅福祉サービス事業） | 社会福祉協議会 |

～利根町の活動紹介～ こんなことに取り組んでいます！！

移動販売「福の助商店」 (高齢者等買い物弱者移動販売事業)

商業施設の衰退と交通手段の不足から、運転免許証の返納や車の運転が困難になった高齢者は、外出する際の移動手段を確保できず、買い物等の機会が十分に提供されない状況に置かれつつあります。そのような高齢者や障がい者等の買い物弱者を対象に、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるよう、町では令和2年1月より移動販売を開始いたしました。

また、移動販売を行うことにより、必要物資を届けるだけではなく、家にこもりがちな一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、商品を手に取り、目で見て買うことができる「買い物の楽しさ」を実感してもらい、健康の保持増進や認知症の予防に寄与すると考えております。

令和2年度現在では、水郷つくば農協に事業を委託し、日常生活に必要な食料品やお肉、お魚、惣菜、地場産野菜、日用雑貨品などを、週2回の運行で、町内22地区・33の販売拠点へお届けしています。



◆成年後見利用促進基本計画◆

【成年後見制度利用促進計画の目的】

高齢化や核家族化が進んでいる中で、多様な支援を受けながら、ノーマライゼーションの理念に則り、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るものです。

【成年後見制度利用促進計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年度法律第29号）第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

【現状と課題】

成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。

【今後の方策】

①協議会及び地域連携ネットワークの整備

本人の日常生活を見守る支援者を「チーム」とし、本町の権利擁護の骨格をつくる役割を「協議会」で行います。また、「チーム」を支えるために協議会の他、行政や家庭裁判所、地域包括支援センター、医療関係、金融関係、民間の団体など法律や福祉等の各専門分野で構成する「地域連携ネットワーク」を整備し、連携して本人の尊厳を重視した支援をします。

（地域連携ネットワークの役割）

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期の段階から相談、対応体制の整備
- ・意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

②中核機関の設置

協議会の事務局としての役割を担い、地域連携ネットワークにおいて関係機関とのコーディネートを行う中核機関を設置します。

③ 中核機関の機能

| | |
|------------------|---|
| 広報機能 | 成年後見制度について、パンフレット作成・配布、研修会の開催など普及啓発を積極的に行います。 |
| 相談機能 | 相談体制を強化し、多方面からの多様な相談を受けます。相談者のニーズを見極め、必要な支援につなげます。 |
| 成年後見制度 利用促進機能 | 成年後見の申立てに関わる支援や適正な候補者の選任を行います。 ① 受任者調整（マッチング）等の支援 ② 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 |
| 後見人支援機能 | 後見人等の活動を支援します。 |

※「成年後見制度利用促進機能の①」及び「後見人支援機能」については、段階的に整備します。

④ 中核機関の設置時期

令和3年度以降

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

成果指標と目標値

地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定します。

■ 成果指標と目標

| | 項目 | 現状値 (令和2年) | ⇒ | 目標値 (令和7年) | データ取得 |
|--|--|---------------|---|---------------|---------|
| 成果指標 1 関連目標▶ 基本目標 1 | 地域の助け合いや交流が活発だ (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合) | 29.9% | ⇒ | 35% | アンケート調査 |
| 成果指標 2 関連目標▶ 基本目標 2 | 防災・防犯体制が整っている (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合) | 26.8% | ⇒ | 35% | アンケート調査 |
| 成果指標 3 関連目標▶ 基本目標 3 | 地域に愛着がある (「大いにある」、「ある程度ある」の割合) | 66.3% | ⇒ | 75% | アンケート調査 |
| 成果指標 4 関連目標▶ 基本目標 2 基本目標 3 | ボランティア活動に参加したことがある (「参加したことがある」の割合) | 30.7% | ⇒ | 35% | アンケート調査 |
| 成果指標 5 関連目標▶ 基本目標 4 | 福祉に関する情報が得やすい (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合) | 21.2% | ⇒ | 35% | アンケート調査 |
| 成果指標 6 関連目標▶ すべての基本目標 | これからも利根町に住み続けたい (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合) | 57.9% | ⇒ | 65% | アンケート調査 |

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての町民です。町民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する区（自治会）、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

（1）町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として、福祉施策への意見を表明したり、自らがボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が期待されます。

（2）区（自治会）の役割

区（自治会）は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の共創に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

（3）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、関係機関等とつなぐ役割を担っており、福祉サービスのはざ間にある人や、福祉サービスを利用したがる人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

（4）地域の活動団体の役割

地域の活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が期待されます。

（5）福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(6) 社会福祉協議会の役割

平成12年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などを推進します。

2 進行管理

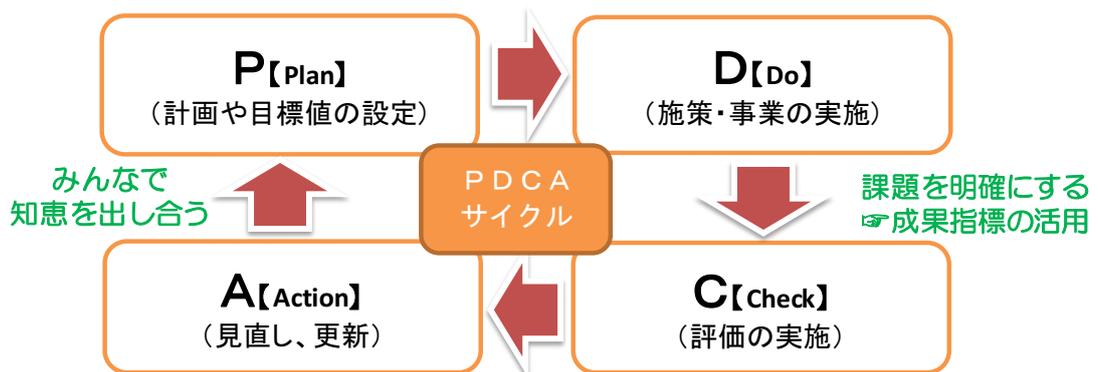
(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉課が中心となり、庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画は、令和3年度を初年度とする5か年の計画であることから、令和5年度に中間評価、最終年度である令和7年度には最終評価と見直しを行います。設定した成果指標やサービスの利用実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクル (PDCAサイクル) を確立させることも、本計画における目標の1つです。

資料編

1 利根町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 12 月 1 日

告示第 95 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、利根町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、町民及び社会福祉に係る者の意見を広く聴取するため、利根町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定及び地域福祉の推進について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内の者をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 3 名以内
- (2) 住民組織代表者 2 名以内
- (3) 福祉団体関係者 1 名
- (4) 民生委員代表者 1 名
- (5) ボランティア関係者 2 名以内
- (6) 福祉施設関係者 1 名
- (7) 社会福祉協議会事務局職員 2 名以内
- (8) 行政職員 2 名以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

2 利根町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| NO | 利根町地域福祉計画策定委員会 | | 名 前 | 備 考 | |
|----|-------------------|------|--------------------|-------------------------------|--------------|
| | 設置要綱該当条項 | 委員 | | | |
| 1 | (1) 学識経験者 | 委 員 | あらき ただおみ 荒木 忠臣 | 利根町社会福祉協議会 副会長 | |
| 2 | | 副委員長 | なかざわ よしあき 中澤 義明 | 診療所長(医師) 地域ケアシステム代表者 | |
| 3 | | 委 員 | なかがわ あきこ 中川 明子 | 学識経験者 | |
| 4 | (2) 住民組織代表者 | 委 員 | みかみ まさよし 三上 正芳 | 利根町老人クラブ連合会会長 | |
| 5 | | 委 員 | いちかわ ひでお 市川 英夫 | 利根町区長会長 | |
| 6 | (3) 福祉団体関係者 | 委 員 | もとはし やすお 本橋 康夫 | NPO 法人あさひ 理事長 | |
| 7 | (4) 民生委員代表者 | 委員長 | なかの ただかつ 中野 傳功 | 民生委員・児童委員協議会 会長 | |
| 8 | (5) ボランティア関係者 | 委 員 | いしあい じゅんこ 石合 淳子 | ボランティア | |
| 9 | | 委 員 | つちだ しずこ 土田 静子 | 利根フリフリクラブ副代表 | |
| 10 | (6) 福祉施設関係者 | 委 員 | いくしば としのり 生芝 俊教 | 布川保育園長 | |
| 11 | (7) 社会福祉協議会事務局職員 | 委 員 | はすぬま ひとし 蓮 沼 均 | 利根町社会福祉 協議会事務局長 | (~令和2年9月30日) |
| | | | いわと ともひろ 岩戸 友広 | | (令和2年10月~) |
| 12 | | 委 員 | おおこし ゆか 大越 由佳 | 利根町社会福祉協議会事務局 (地域福祉活動計画担当) | |
| 13 | (8) 行政職員 | 委 員 | かわかみ よしはる 川上 叔春 | 企画課長 | |
| 14 | | 委 員 | おおつか たつじ 大塚 達治 | 福祉課長 | (~令和2年3月31日) |
| | はちや ただよし 蜂谷 忠義 | | (令和2年4月~) | | |

3 策定経過

| 年月日 | 事項 |
|-------------------------|---|
| 令和元年 12月23日 | 第1回利根町地域福祉計画・地域福活動計画策定委員会 |
| 令和2年 1月～2月 | アンケート調査の実施 調査対象：19歳以上の利根町住民 回収結果：配布数2,000件、有効回答数505件（25.3%） |
| 令和2年 10月26日 | 第2回利根町地域福祉計画・地域福活動計画策定委員会 |
| 令和2年 12月22日 | 第3回利根町地域福祉計画・地域福活動計画策定委員会 |
| 令和3年 1月7日～ 2月5日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和3年 2月17日～ 2月25日 | 第4回利根町地域福祉計画・地域福活動計画策定委員会（書面決議） |

利根町地域福祉計画

第3期計画 令和3年度～令和7年度

発行 令和3年3月

編集 利根町 福祉課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1

TEL 0297-68-2211 (代表)
